

○農林水産省令第五十七号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第十六号)及び家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第七十号)の施行に伴い、並びに同法附則「家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)、家畜伝染病予防法施行令(昭和二十八年政令第二百三十五号)、農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)及び牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)の規定に基づき、並びに家畜伝染病予防法を実施するため、家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

農林水産大臣 鹿野 道彦

平成二十三年九月三十日

家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令

(家畜伝染病予防法施行規則の一部改正)

第一条 家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第一章 総則(第一条―第一条の三)
- 第二章 家畜の伝染性疾病の発生の予防(第二条―第二十一条の四)
- 第三章 家畜伝染病のまん延の防止(第二十二条―第四十二条)
- 第四章 輸出入検査等(第四十三条―第五十六条)
- 第五章 病原体の所持に関する措置(第五十六条の二―第五十六条の三十五)
- 第六章 雑則(第五十七条―第六十五条)

附則

第一章 総則

第一条の表ビロプラズマ病の項中、「バベシア・ボビス」を「バベシア・ボビス」に改め、同表家さんサルモネラ症の項中、「サルモネラ・プロラム、サルモネラ・ガリナルム」を「サルモネラ・エンテリカ(血清型がガリナルムであるものであつて、生物型がプロラム又はガリナルムであるものに限る。)」に改める。

第一条の二第一号中、「をいう」の下に、「。以下同じ」を加える。

第一条の三の次に次の章名を付する。

第二章 家畜の伝染性疾病の発生の予防

第二条の前の見出しを削り、同条の前に見出しとして、「伝染性疾病についての届出」を付する。

第三条に見出しとして、「伝染性疾病についての届出義務の除外」を付し、同条第三号中、「学術研究機関」の下に、「であつて届出所持ち以外のもの」を加え、当該「を削り、同条を同条第四号とし、同条第二号中、「をいう」の下に、「であつて届出所持ち以外のもの」を加え、同条を同条第三号とし、同条第一号中、「をいう」の下に、「であつて届出所持ち以外のもの」を加え、同条を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 届出所持ち(法第四十六条の十九第二項に規定する届出所持ち者をいう。以下同じ。)(がその届出に係る届出伝染病等病原体(同条第一項に規定する届出伝染病等病原体をいう。以下同じ。))の使用のため当該届出伝染病等病原体の保管、使用及び滅菌等(法第四十六条の十一第一項に規定する滅菌等をいう。以下同じ。))をする施設(以下「届出伝染病等病原体取扱施設」という。))内に係留する家畜が届出伝染病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した場合
- 第四条に見出しとして、「伝染性疾病の発生の通報及び報告」を付する。
- 第五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして、「新疾病についての届出」を付する。
- 第六条に見出しとして、「新疾病についての届出義務の除外」を付する。
- 第七条に見出しとして、「新疾病の発生の通報及び報告」を付する。

第十四条の次に次の五条を加える。

(消毒設備の設置)

第十四条の二 法第八条の二第一項の規定による設備の設置は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 一次条に規定する畜舎等の出入口付近に、踏込消毒槽、消毒薬噴霧装置その他これらに準ずる設備であつて、当該畜舎等に入る者の身体及び当該畜舎等に持ち込む第十四条の六の物品を消毒するためのものを設置すること。
- 二 一次条に規定する畜舎等の敷地(第十四条の四の畜舎等の敷地を除く。)(の出入口付近に、消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備であつて、当該敷地に入れる車両を消毒するためのものを設置すること。

(消毒設備の設置の義務に係る施設)
第十四条の三 法第八条の二第一項の農林水産省令で定める施設は、畜舎及び卵舎(以下「畜舎等」という。))とする。

(消毒設備の設置の義務の対象から除外される敷地)
第十四条の四 法第八条の二第一項の農林水産省令で定める敷地は、専ら居住の用に供されている畜舎等の敷地とする。

(消毒の方法)
第十四条の五 法第八条の二第二項及び第三項の規定による消毒は、薬事法第二条第一項に規定する医薬品を使用して行う場合にあつては同法第五十二条の規定によりこれに添付する文書又はその容器若しくは被包に記載された用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意に従うものとし、当該医薬品以外の消毒薬を使用して行う場合にあつては家畜防疫員又は獣医師の指示に従うものとする。

(消毒義務の対象となる物品)
第十四条の六 法第八条の二第二項の農林水産省令で定める物品は、畜舎等に入る者が当該畜舎等に入る前に、当該畜舎等の敷地外にある畜産関係施設等(畜舎等及びその敷地、家畜を集合させる催物の開催施設及びその敷地その他の畜産に係る施設及び場所をいう。以下同じ。))において使用され、又は使用されたおそれがある物品であつて、当該畜舎等において飼養される家畜に直接接触して使用されるものとする。

第十五条第一項中、「又は法第三十条」を、「又は第三十条」に、「別記様式第十二号」を、「別記様式第十一号」に改める。

第二十条第一項中、「別記様式第十四号」を、「別記様式第十二号」に改め、同条第二項中、「別記様式第十四号の二」を、「別記様式第十三号」に改め、同条第三項中、「法第五条第一項」を、「第五条第一項」に改める。

第二十一条を次のように改める。

(飼養衛生管理基準)

第二十一条 法第十二条の三第一項の飼養衛生管理基準は、別表第二の上欄に掲げる家畜の種類につき、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

第二十一条の次に次の三条及び章名を加える。

(定期的報告)
第二十一条の二 法第十二条の四第一項の規定による報告は、農場(畜舎等その他の家畜の飼養に関する施設を含む一団の場所をいう。以下同じ。))ごとに、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びひのししの所有者にあつては毎年四月十五日までに、鶏、あひる、うすら、きし、だちよう、ほるほる鳥及び七面鳥の所有者にあつては毎年六月十五日までに、別記様式第十四号による報告書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

一 衛生管理区域(農場内において病原体の持込みを防止するために家畜の飼養に係る衛生管理を行うことが必要な区域をいう。以下同じ。))及びその出入口並びに特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の設置箇所を明示した農場の平面図

二 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようになるとともに、衛生管理区域に立ち入つた者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするために講じた措置の内容を記載した書面

三 衛生管理区域及び畜舎等の出入口付近に設置した特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の種類を記載した書面

四 畜舎ごとの家畜の飼養密度を記載した書面

五 埋却の用に供する土地の確保の状況として次に掲げる事項を記載した書類

イ 埋却の用に供する土地の所在地

ロ 埋却の用に供する土地が自己の所有する土地でない場合にあつては、その所有者の氏名又は名称及び当該土地の利用に関する契約の内容

ハ 埋却の用に供する土地の面積及び利用状況

ニ 農場から埋却の用に供する土地までの距離

ホ 埋却の用に供する土地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明及び当該説明に対する当該関係者の承諾の有無

ヘ その他埋却の確かかつ迅速な実施のため参考となるべき事項

六 焼却又は化製のための準備措置を講じている場合にあつては、その状況として次に掲げる事項を記載した書類

イ 焼却施設又は化製場の名称及び所在地

ロ 農場から焼却施設又は化製場までの距離

ハ 焼却施設又は化製場の近隣住民その他の関係者への焼却又は化製の実施に関する説明及び当該説明に対する当該関係者の承諾の有無

七 埋却の用に供する土地、焼却施設又は化製場を確保していない場合にあつては、これらを確保するための取組の状況を記載した書面

八 次のイからホまでに掲げる家畜の区分に応じ、当該イからホまでに定める頭羽数以上の家畜の所有者（以下「大規模所有者」という。）にあつては、担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診療施設の名称を記載した書面

イ 牛（月齢が満四月以上のものに限る。）二百頭（次に掲げる牛にあつては、三千頭）

(1) 肥育牛（乳用種（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成十五年農林水産省令第七十二号）第三条第二項第八号から第十号までに掲げる種をいう。以下同じ。）の雄牛及び交雑種（同項第十一号に掲げる種をいう。以下同じ。）の牛に限る。）にあつては、月齢が満七月未満のもの

(2) その他の牛にあつては、月齢が満二十四月未満のもの

ロ 水牛及び馬 二百頭

ハ 鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし 三千頭

ニ 鶏及びつぐら 十万羽

ホ あひる、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥 一万羽

九 大規模所有者（馬の所有者を除く。）にあつては、従業員が特定症状（法第十三条の二第一項の症状をいう。以下同じ。）を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し

（報告事項）

第二十一条の三 法第十二条の四第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるもの（その飼養している家畜の頭羽数が、牛、水牛及び馬にあつては一頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては六頭未満、鶏、あひる、うすら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては百羽未満、だちようにあつては十羽未満の家畜の所有者については、第一号に掲げるものに限る。）とする。

一 その飼養している家畜の種類及び頭羽数

二 畜舎等の数

三 法第十二条の三第一項に規定する飼養衛生管理基準の遵守状況及び当該飼養衛生管理基準を遵守するための措置の実施状況

（通知）

第二十一条の四 法第十二条の四第二項の規定による通知は、前条各号に掲げる事項につき、文書でしなければならない。

第三章 家畜伝染病のまん延の防止

第二十二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして（患畜等の届出）を付する。

第二十三条に見出しとして（患畜等の届出義務の除外）を付し、同条第三号中「学術研究機関が当該」を「学術研究機関（許可所持者及び届出所持者を除く。以下同じ。）が」に改め、同条を第五号とし、同条第二号中「指定検定機関」の下に（許可所持者及び届出所持者を除く。以下同じ。）を加え、同条を同条第四号とし、同条第一号中「許可製造業者等」の下に（許可所持者及び届出所持者を除く。以下同じ。）を加え、第二号を「第二号」を「第二号」に改め、同条第三号、第二十九号第三号、第三十一号第一号及び第三十三号第一号を「第二十六号の二第三号、第二十九号第三号、第三十一号第一号及び第三十三号第一号」を「第二十六号の二第三号、第二十九号第三号、第三十一号第一号及び第三十三号第一号」に改め、同条を同条第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 許可所持者（法第四十六条の五第一項第二号に規定する許可所持者をいう。以下同じ。）がその許可に係る家畜伝染病病原体（同項に規定する家畜伝染病病原体をいう。以下同じ。）の使用のため取扱施設（同条第四号に規定する取扱施設をいう。以下同じ。）内に係留する家畜が当該使用のため患畜又は疑似患畜となつたことを発見した場合

二 届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に係留する家畜が当該使用のため患畜又は疑似患畜となつたことを発見した場合

第二十四号第一項第一号中「頭数」を「頭羽数」に改める。

第二十五条の見出しを（患畜等の発生の通報及び報告）に改め、同条第一項中「第二十二号の届出事項」を「第二十二号各号に掲げる事項」に改める。

第二十六条を次のように改める。

（農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出）

第二十六条 法第十三条の二第一項の規定による届出は、次に掲げる事項につき、口頭でしなければならない。

一 届出者の氏名又は名称及び住所

二 所有者の氏名又は名称及び住所

三 特定症状の内容

四 当該家畜（死亡した家畜を含む。）の種類、性及び年齢（不明のときは、推定年齢）

五 当該家畜又はその死体の所在の場所

六 発見の年月日時

七 発見時における同一の農場のその他の家畜の状態

八 その他参考となるべき事項

第二十六条の次に次の五条を加える。

（農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出義務の除外）

第二十六条の二 法第十三条の二第三項の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体の使用のため取扱施設内に係留する家畜が当該使用のため特定症状を呈していることを発見した場合

二 届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に係留する家畜が当該使用のため特定症状を呈していることを発見した場合

三 許可製造業者等が生物学的製剤の検査又は製造のためその施設内に係留する家畜が当該検査又は製造のため特定症状を呈していることを発見した場合

四 指定検定機関が薬事法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の検定のため係留する家畜が当該検定のため特定症状を呈していることを発見した場合

五 農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関が学術研究のためその施設内に係留する家畜が当該学術研究のため特定症状を呈していることを発見した場合

(特定症状に関する報告)
 第二十六条の三 法第十三条の二第四項の規定による報告は、第二十六条各号に掲げる事項につき、電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法によりしなければならない。

(検体の採取及び提出の要件)

第二十六条の四 法第十三条の二第四項の農林水産省令で定める要件は、特定症状を呈している家畜が複数の畜舎(畜舎内の一部を柵等で囲った収容空間をいう。以下同じ)内(一の畜舎につき一の家畜を飼養している場合にあつては、隣接する複数の畜舎内)で発見されたときとする。

(患者等である旨の通知)

第二十六条の五 法第十三条の二第五項及び第七項の規定による通知は、同条第五項の規定による判定の結果につき、電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法によりしなければならない。

(患者等である旨の公示)

第二十六条の六 法第十三条の二第八項の規定による公示は、家畜伝染病の種類及び家畜の種類ごとに次に掲げる事項につきしなければならない。

一 患者及び疑似患者の区分並びにその頭羽数

二 患者若しくは疑似患者又はこれらの死体の所在の場所又は区域

三 判定の年月日

四 その他参考となるべき事項

二 前項の公示には、第八条の規定を準用する。

第三十条を削る。

第二十九条中、「別表第二」を、「別表第三」に改め、同条ただし書中、「別表第三」を、「別表第四」に改め、同条を第三十条とする。

第二十八条第三号中、「学術研究機関が当該」を、「学術研究機関が」に改め、同条を同条第五号とし、同条第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体の使用のため取扱施設内に係留する家畜であつて当該使用のため患者又は疑似患者となつたものを当該取扱施設内で殺す場合

二 届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に係留する家畜であつて当該使用のため患者又は疑似患者となつたものを当該届出伝染病等病原体取扱施設内で殺す場合

第二十八条を第二十九条とする。

第二十七条第一号を次のように改める。

一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体の使用のため取扱施設内に係留する家畜であつて当該使用のため法第十六条第一項各号に掲げる家畜となつたもの

第二十七条中第六号を削り、第五号を第六号とし、同条第四号中、「当該」を削り、「であつて」の下に、「当該学術研究のため」を、「掲げる」の下に、「家畜となつた」を加え、同条を同条第五号とし、同条第三号中、「牛疫」の下に、「豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ」を加え、同条を同条第四号とし、同条第二号中、「牛疫予防液」の下に、「豚コレラ予防液、高病原性鳥インフルエンザ予防液若しくは低病原性鳥インフルエンザ予防液又は薬事法第二十条第三項に規定する体外診断用医薬品」を加え、「係留する牛」を、「係留する家畜」に改め、「ため牛疫」の下に、「豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ」を加え、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 届出所持者がその許可に係る届出伝染病等病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に係留する家畜であつて当該使用のため法第十六条第一項各号に掲げる家畜となつたもの

第二十七号次に次の一号を加える。

七 家畜防疫官が法第十六条第一項第二号に規定する疑似患者であることを法第四十条の規定による検査中に発見した家畜であつて当該家畜が希少な動物であることその他特別の事情があると認められるため当該家畜の輸出国に返送するもの(同号に規定する家畜伝染病の病原体をひ

ろげるおそれがない方法により、当該輸出国に返送するまでの間係留し、かつ、当該輸出国に返送することができるものに限る。)

第二十七条を第二十八条とし、同条の前に次の一条を加える。

(患者等である旨の通報)

第二十七条 法第十三条の二第八項の規定による通報は、第二十六条各号に掲げる事項、家畜伝染病の種類並びに患者及び疑似患者の区分につき、第一号及び第二号に掲げる家畜にあつては電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法により、第三号に掲げる家畜にあつては郵便又はこれに準ずる方法によりしなければならない。

一 第二十五条第一項第一号に規定する家畜伝染病の患者又は疑似患者

二 前号の患者及び疑似患者以外の初発の患者又は疑似患者

三 前二号の患者及び疑似患者以外の患者又は疑似患者

第三十一条第四号を同条第六号とし、同条第三号中、「当該」を削り、同条を同条第五号とし、同条第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体の使用の用に供する物品であつて取扱施設内にあるもの

二 届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体の使用の用に供する物品であつて届出伝染病等病原体取扱施設内にあるもの

第三十三条第三号中、「当該」を削り、同条を同条第五号とし、同条第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体を使用したため患者若しくは疑似患者となつたもの又はこれらの死体が所在した取扱施設

二 届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体を使用したため患者若しくは疑似患者となつたもの又はこれらの死体が所在した届出伝染病等病原体取扱施設

第三十二条の次に次の三条を加える。

(消毒設備の設置)

第三十三条の二 法第二十五条第四項及び第二十六条第四項の規定による設備の設置は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 要消毒畜舎等(法第二十五条第一項に規定する要消毒畜舎等をいう。以下同じ)又は要消毒倉庫等(法第二十六条第一項に規定する要消毒倉庫等をいう。以下同じ)の出入口付近に、踏込消毒槽及び消毒薬噴霧装置その他これらに準ずる設備であつて、当該要消毒畜舎等又は要消毒倉庫等から出る者の身体を消毒するためのものを設置すること

二 要消毒畜舎等又は要消毒倉庫等の敷地(次条の要消毒畜舎等又は要消毒倉庫等の敷地を除く。)の出入口付近に、消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、当該敷地から出す車両を消毒するためのものを設置すること。

(消毒設備の設置の義務の対象から除外される敷地)

第三十三条の三 法第二十五条第四項及び第二十六条第四項の農林水産省令で定める敷地は、専ら居住の用に供されている要消毒畜舎等又は要消毒倉庫等の敷地とする。

(消毒の方法)

第三十三条の四 法第二十五条第六項、第二十六条第六項及び第二十八条第二項の規定による消毒は、別表第五の上欄に掲げる種類の家畜伝染病につき、同表の中欄に定める設備を利用し、それぞれ同表の下欄に定める種類の消毒薬を使用して行うものとする。この場合において、薬事法第二十一条第一項に規定する医薬品を使用して行う場合にあつては同法第五十二条の規定によりこれに添付する文書又はその容器若しくは被包に記載された用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意に従つたものとし、当該医薬品以外の消毒薬を使用して行う場合にあつては家畜防疫員の指示に従つたものとする。

第三十五条第一項中、「別表第二」を、「別表第三」に改め、同条第二項ただし書中、「但し」を、「ただし」に改める。

第四十二条第一項中、「別記様式第十四号」を、「別記様式第十二号」に改め、同条第二項中、「別記様式第十四号の二」を、「別記様式第十三号」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第四章 輸出入検査等

第五十条第一項中、「法第四十五条」を、「第四十五条」に、「動物の種類に」を、「種類の動物（次項の表の上欄に掲げる動物に該当するものを除く。）に」に、「相当下欄に掲げる」を、「次の表の下欄に定める」に改め、同項ただし書中、「次の表の下欄に掲げる」を、「同欄に定める」に改め、同項の表第六号から第十三号までの項を削り、同条第五項及び第六項を削り、同条第四項中、「けい留期間」を、「係留期間」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中、「同規則」を、「同令」に、「けい留期間」を、「係留期間」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中、「前項」を、「第一項」に、「けい留期間」は、法第三十七条第一項、を、「係留期間」は、法第三十七条第二項第一号に掲げる場合において同条第一項に改め、及び第六号、及び第十一号、を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の表の上欄に掲げる種類の動物であつて、次の表の上欄に掲げる動物に該当するもの（法第十六条第一項各号に掲げる家畜及び法第十七条第一項の規定により殺すべき旨を命ぜられた家畜を除く。）の係留期間は、それぞれ同表の下欄に定めるところとする。ただし、当該係留期間が、その前項の表の上欄に掲げる種類の動物につき同表の下欄に定める期間（次項の規定により当該期間を短縮した場合には、当該短縮した期間）以内である場合には、当該期間とする。

動物	輸入又は輸出の際の係留期間
一 家畜の伝染性疾病（輸入の場合にあつては、監視伝染性の病原体による伝染性疾患に限る。以下この表において同じ。）にかかつている動物	家畜の伝染性疾患の病原体をひろげるおそれなくなるまでの期間
二 家畜の伝染性疾患にかかつている疑いがある動物	家畜の伝染性疾患にかかつている疑いなくなるまでの期間
三 家畜の伝染性疾患にかかるおそれがある動物	家畜の伝染性疾患にかかるおそれなくなるまでの期間
四 家畜の伝染性疾患にかかつている疑いのある動物と同居していた動物	家畜の伝染性疾患にかかつている疑いのある動物がその疑いなくなるまでの期間

第五十条の二中、「電子情報処理組織」の下に（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。次条第二項、第五十四條第三項、第五十五条第二項及び第五十六条において同じ。）を加え、については、第五十条第六項の規定を準用する。を「における農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第六條第三項の規定の適用については、同項中、「入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて第三條第三項各号に掲げるものと併せて」とあるのは、「入力し、とする」に改める。

第五十一条第一項ただし書中、「その者に係る電子計算機」の下に（入出力装置を含む。以下同じ。）を加え、第四十条の規定により制規の検査」を、「第四十条第一項及び第二項の検査」に改め、同条第二項中、「第四十四条」を、「第四十四条第一項及び第二項」に、「第四十条の規定により制規の検査」を、「第四十条第一項及び第二項の検査」に改め、同条第三項中、「第五十条第六項」を、「前条」に改め、同条第四項中、「附さなければ」を、「付さなければ」に改める。

第五十四条第一項中、「当り」を、「当たり」に、「異なる」を、「異なる」に改め、同条第二項及び第三項中、「規定により制規の検査」を、「検査」に改め、同条第四項中、「第五十条第六項」を、「第五十条の二」に改める。

第五十五条第一項中、「第二十七條第一号ただし書」及び、「同号ただし書中、「家畜防疫員」とあるのは、「家畜防疫官」とを削り、同条第二項中、「において」を、「の規定により」に、「第五十条第六項」を、「第五十条の二」に改める。

第五十六条第二項中、「第五十条第六項」を、「第五十条の二」に改め、同条の次に次の一章及び章名を加える。

第五章 病原体の所持に関する措置

（用語の定義）

第五十六条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 管理区域 法第四十六条の二十一第一項に規定する監視伝染病病原体（以下「監視伝染病病原体」という。）を取り扱う事業所において監視伝染病病原体を安全に管理するため、施設その他の方法により人の出入りを制限することが必要な区域をいう。

二 保管庫 監視伝染病病原体を保管する設備をいう。

三 実験室 監視伝染病病原体を使用する室（次号に掲げる検査室又は第六号に掲げる製造施設の内部にあるものを除く。）をいう。

四 検査室 家畜の伝染性疾患の病原体の検査を行つている機関が、その業務に伴い監視伝染病病原体を所持することとなつた場合において、当該監視伝染病病原体を使用して検査を行う室をいう。

五 動物非使用検査室 動物に対して監視伝染病病原体を使用しない検査室をいう。

六 製造施設 薬事法第二条第一項に規定する医薬品又は同条第十六項に規定する治験（同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第九項及び第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき資料のうち臨床試験の試験成績に関する資料の収集を目的とする試験の実施を含む。）の対象とされる薬物を製造するために監視伝染病病原体の保管、使用及び滅菌等（以下「取扱い」という。）をする施設をいう。

七 実験室等 実験室、検査室及び製造施設をいう。

八 安全キャビネット 監視伝染病病原体を使用する装置であつて日本工業規格K三八〇〇×パイオハザード対策用クラスⅡキャビネット。以下、「JISK三八〇〇」という。）に規定するパイオハザード対策用クラスⅡキャビネットの規格に適合するもの又はこれに準ずる性能を有するものをいう。

九 クラスⅢキャビネット 安全キャビネットのうち、「JISK三八〇〇」に規定するパイオハザード対策用クラスⅢキャビネットの基本構造に適合するものをいう。

十 ヘパフィルター 給気及び排気に係るフィルターであつて、日本工業規格B九九一七「クリーンルーム用エアフィルター性能試験方法」に規定する試験方法による試験を行った場合において、日本工業規格Z八二二二（コンタミネーションコントロール用語）の四一四に規定する性能を有するもの又はこれと同等以上の性能を有するものをいう。

十一 飼育設備 動物に対して監視伝染病病原体を使用した場合における当該動物を飼育する設備をいう。

十二 アイソレーター その内部から外部への監視伝染病病原体の拡散を防止する装置であつて、その内部が陰圧に維持され、かつ、当該装置からの排気がヘパフィルターを通じてなされるものをいう。

十三 滅菌等設備 実験室等において使用された監視伝染病病原体又はこれにより汚染した物の滅菌等をする設備をいう。

十四 取扱等業務 法第四十六条の十七第一項に規定する許可所持者等若しくは届出伝染病等病原体所持する者又はこれらの従業者が行う監視伝染病病原体の取扱い及び管理並びにこれらに付随する業務をいう。

十五 病原体業務従事者 取扱等業務に従事する者で、実験室等に立ち入るものをいう。

十六 防護具 帽子、手袋、眼鏡、マスクその他の監視伝染病病原体を使用する者が着用することにより当該病原体に暴露することを防止するための個人用の道具をいう。

十七 第一次容器 プラスチック製の瓶、試験管その他の監視伝染病病原体を直接入れる容器をいう。

十八 第二次容器 金属製又は強化プラスチック製の容器その他の第一次容器を保護する容器をいう。

十九 内装容器 第一次容器及び第二次容器並びにこれらに付随するものであつて、監視伝染病病原体を運搬するために必要なものの総体をいう。

第二十 外装容器 ファイバ板製の容器その他の内装容器を保護する容器をいう。
(家畜伝染病病原体)

第五十六条の三 法第四十六条の五第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一 モルビリウイルス・リンダーペストウイルス(株、B A Y S株及びR B O K株を除く。)(別名牛疫ウイルス)

二 マイコプラズマ・マイコイデス(亜種がマイコイデスであるもののS C株に限る。)(別名牛肺疫菌)

三 アフトウイルス・フットアンドマウスディジーズウイルス(別名口蹄疫ウイルス)

四 オルビウイルス・アフリカンホースシツクネスウイルス(別名アフリカ馬疫ウイルス)

五 モルビリウイルス・ペストデブティルミナンウイルス(別名小反芻獣疫ウイルス)

六 ペスチウイルス・クラシカルスワインフィーバーウイルス(別名豚コレラウイルス)

七 アスファイウイルス・アフリカンスワインフィーバーウイルス(別名アフリカ豚コレラウイルス)

八 インフルエンザウイルスA・インフルエンザウイルス(次に掲げる要件のいずれかに該当するもの(第五十六条の二十七第十六号に掲げる病原体を除く。)(別名高病原性鳥インフルエンザウイルス))

イ 週齢が満六週以上の鶏におけるI V P I(静脈内接種試験により得られた病原体の病原性の高さを表した指数をいう。)が一・二を超えること。

ロ 週齢が満四週以上満八週以下の鶏に静脈内接種した際の当該鶏の死亡率が七十五パーセント以上であること。

ハ 血清型がH五又はH七であつて、ヘマグルニン分子の開裂部位に複数の塩基性アミノ酸があり、かつ、そのアミノ酸配列がこの号に掲げる病原体であると確認されたものと類似のものであること推定されること。

九 インフルエンザウイルスA・インフルエンザウイルス(血清型がH五又はH七であるものであつて、人以外の動物から分離されたもの(前号に掲げる病原体、次に掲げる病原体及び第五十六条の二十七第十六号に掲げる病原体を除く。)(別名低病原性鳥インフルエンザウイルス))

イ Achicken/Mexico/23/94/CPA(H5N2)

ロ A-H5N9 TW68 Bio

ハ A/duck/Hokkaido/Vac-1/04(H5N1)

ニ A/duck/Hokkaido/Vac-2/04(H7N7)

(家畜伝染病病原体の所持の許可)
第五十六条の四 法第四十六条の五第一項本文の許可は、事業所ごとに受けなければならない。
(滅菌譲渡義務者の所持の基準)
第五十六条の五 法第四十六条の五第一項第一号の規定による家畜伝染病病原体の所持は、次に掲げる基準に従い、行うものとする。
一 保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行うこと。
二 当該所持をする間保管庫を確実に施設する等、やむを得ない場合を除き家畜伝染病病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。
三 滅菌等をする場合にあつては、次のイから八までに掲げる場合の区分に応じ、当該イから八までに定める日から七日以内に、第五十六条の二十五第四項に規定する基準に従い、自ら又は他者に委託して行うこととし、譲渡しをする場合にあつては、次のイから八までに掲げる場合の区分に応じ、当該イから八までに定める日から遅滞なく行うこと。
イ 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体について所持することを要しなくなつた場合 所持することを要しなくなつた日
ロ 許可所持者が法第四十六条の五第一項本文の許可を取り消され、又はその許可の効力を停止された場合 その許可の取消し又は効力の停止の日
ハ 家畜の伝染性疾患の検査を行つている機関(許可所持者を除く。)がその業務に伴い家畜伝染病病原体を所持することとなつた場合 当該所持の開始の日
(所持の許可の申請)
第五十六条の六 法第四十六条の五第二項の申請書の提出は、別記様式第三十一号による申請書に次に掲げる書類を添えてするものとする。

一 法人にあつては、法人の登記事項証明書
二 所持の開始の予定時期を記載した書面
三 法第四十六条の五第一項本文の許可を受けようとする者が、法第四十六条の六第二項各号に掲げる者に該当しない旨の宣誓書
四 取扱施設を中心とし、縮尺及び方位を付けた事業所内外の見取図
五 取扱施設のうち、家畜伝染病病原体の取扱いに係る室の間取り、設備、用途及び出入口、管理区域並びに別記様式第三十二号による標識を付ける箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図

六 取扱施設のうち、家畜伝染病病原体の取扱いに係る主要部分の縮尺を付けた立面図(当該主要部分が全て前号の平面図に図示されている場合を除く。)
七 その他当該申請書の提出に係る取扱施設が法第四十六条の六第一項第二号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

(所持の許可に係る製品)
第五十六条の七 法第四十六条の六第一項第一号(法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める製品は、検査試薬とする。
(重点管理家畜伝染病病原体の取扱施設の基準)
第五十六条の八 法第四十六条の六第一項第二号(法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、第五十六条の三第一号、第三号及び第七号に掲げる病原体(以下「重点管理家畜伝染病病原体」という。)(の取扱施設に係るものは、次のとおりとする。

一 当該取扱施設に、管理区域を設定すること。
二 重点管理家畜伝染病病原体の保管庫は、実験室等の内部に設け、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
三 重点管理家畜伝染病病原体の実験室等は、次のとおりとすること。

イ 実験室等の内部の壁、床、天井その他重点管理家畜伝染病病原体により汚染されるおそれがある部分は、その表面が消毒の容易な構造であること。

口 実験室等の内部に、安全キャビネットを備えていること（製造施設にあつては、当該製造施設からの重点管理家畜伝染病病原体の拡散を防止するための措置を講じていること。）ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 重点管理家畜伝染病病原体の使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合

(2) 動物に対して重点管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。

ハ 実験室等に、次に定めるところにより、専用の前室を附置すること。

(1) 通常前室及び(2)のシャワー室を通じてのみ実験室等に出入りすることができる構造のものとし、かつ、当該前室の出入口が屋外に直接面していないものであること。

(2) 前室にシャワー室を設けるとともに、当該シャワー室にインターロック又はこれに準ずる機能を有する気密性のある二重扉を設けること。

(3) 前室に、当該前室からの重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある排水の滅菌等をする機能を有する排水設備を設けること。

ニ 実験室等に、次に定めるところにより、給気設備、排気設備及び排水設備を設けること。

(1) 給気設備は、実験室等への給気が、一以上のヘパフィルターを通じてなされる構造であること。

(2) 排気設備は、実験室等からの排気が、一以上のヘパフィルターを通じてなされる構造であること。

(3) 排水設備は、実験室等からの重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある排水の滅菌等をする機能を有すること。

ホ 実験室等に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

ヘ 実験室等の内部を陰圧に維持することができる構造であること。

四 実験室等において動物に対して重点管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。

イ 飼育設備は、当該実験室等の内部であつて、アイソレーター内又は排気設備の排気口付近に設けること。この場合において、飼育設備を排気設備の排気口付近に設けるときは、前号二(2)中「一以上」とあるのは、「二以上」とする。

ロ 当該取扱施設に、焼却炉又はこれと同等以上の機能を有する設備を設けること。

五 重点管理家畜伝染病病原体の滅菌等設備は、実験室等の内部に設けること。

六 当該取扱施設に、非常用予備電源設備を附置すること。

七 当該取扱施設は、その稼働状況を確認する装置を備え、当該稼働状況を常に監視する者を配置すること。

八 一年に一回以上定期的に当該取扱施設を点検し、前各号に掲げる基準に適合するようその機能の維持が図られること。

(要管理家畜伝染病病原体の取扱施設の基準)

第五十六条の九 法第四十六條の六第一項第二号（法第四十六條の八第四項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、重点管理家畜伝染病病原体以外の家畜伝染病病原体（以下「要管理家畜伝染病病原体」という。）の取扱施設に係るものは、次のとおりとする。

一 当該取扱施設に、管理区域を設定すること。

二 要管理家畜伝染病病原体の保管庫は、実験室等の内部（出入口に施錠その他の通行制限のための措置が講じられている保管施設が管理区域内に設けられているときは、当該保管施設の内）に設け、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

三 要管理家畜伝染病病原体の実験室等は、次のとおりとする。

イ 実験室等の内部の壁、床、天井その他要管理家畜伝染病病原体により汚染されるおそれがある部分は、その表面が消毒の容易な構造であること。

口 実験室等の内部に安全キャビネットを備えていること（製造施設にあつては、当該製造施設からの要管理家畜伝染病病原体の拡散を防止するための措置を講じていること。）ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 要管理家畜伝染病病原体の使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合

(2) 動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。

ハ 実験室等（動物非使用検査室を除く。）に、次に定めるところにより、専用の前室を附置すること。

(1) 通常前室を通じてのみ実験室等に出入りすることができる構造のものとし、かつ、当該前室の出入口が屋外に直接面していないものであること。

(2) 前室の出入口に、インターロック又はこれに準ずる機能を有する二重扉を設けること。

ニ 実験室等（動物非使用検査室を除く。）に、次に定めるところにより、排気設備を設けること。ただし、当該実験室等の内部にクラスIIIキャビネットのみを備えている場合は、この限りでない。

(1) 排気設備は、常に空気が実験室等の出入口から実験室等の内部へ流れるよう管理することができ構造であること。

(2) 排気設備は、実験室等からの排気が、一以上のヘパフィルターを通じてなされる構造であること。

(3) 排気設備は、その稼働状況を確認する装置を備えていること。

ホ 実験室等に、足若しくは肘又は自動で操作することができる手洗い設備を設けること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。

ヘ 実験室等に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

ト 実験室等は、要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去するために密閉することができる構造であること。

四 実験室等において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。

イ 飼育設備は、当該実験室等の内部であつて、アイソレーター内又は排気設備の排気口付近に設けること。

ロ 当該取扱施設に、焼却炉を設けること。ただし、これと同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。

ハ 当該実験室等の前室に、シャワー室を設けること。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該実験室等において、専用の衣服（当該実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服をいう。）を二重に着用して作業する場合

(2) 飼育設備をアイソレーター内又は安全キャビネット内に設ける場合

(3) アイソレーター内又は安全キャビネット内において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合

五 要管理家畜伝染病病原体の滅菌等設備は、実験室等の内部に設けること。

六 実験室等（動物非使用検査室を除く。）にあつては、当該取扱施設に、非常用予備電源設備を附置すること。ただし、実験室等に、当該実験室等への給気がヘパフィルターを通じてなされる構造である給気設備を設けている場合は、この限りでない。

七 一年に一回以上定期的に当該取扱施設を点検し、前各号に掲げる基準に適合するようその機能の維持が図られること。

2 第五十六条の三第九号に掲げる病原体の取扱施設であつて、動物に対して当該病原体を使用しないものについては、前項第三号八、二及びト並びに第六号の規定は適用せず、同項第五号の規定の適用については、同号中「実験室等」とあるのは、「当該取扱施設」とする。

3 第五十六条の三第九号に掲げる病原体（第五十六条の三第八号に掲げる要件のいずれかに該当しないことが確認されたものに限る。）の取扱施設であつて、鳥類以外の動物に対して当該病原体を使用するものについては、第一項第三号八及びト、第四号並びに第六号の規定は適用せず、同項第三号二及び第五号の規定の適用については、同項第三号二中「設けること」とあるのは、「設けること又は飼育設備をアイソレーター内に設けること」と、同項第五号中「実験室等」とあるのは、「当該取扱施設」とする。

4 前項の病原体の取扱施設であつて、次に掲げる要件に該当するものについては、第一項第三号八、二及びト、第四号並びに第六号の規定は適用せず、同項第五号の規定の適用については、同号中「実験室等」とあるのは、「当該取扱施設」とする。

一 飼育設備をアイソレーター内又は安全キャビネット内に設ける施設であること。
二 アイソレーター内又は安全キャビネット内において鳥類に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する施設であること。

（所持に係る許可証）

第五十六条の十 法第四十六条の七第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとし、同項の許可証（以下「許可証」という。）の様式は、別記様式第三十三号とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 所持の目的及び方法

三 取扱施設の名称及び所在地

四 法第四十六条の六第三項の規定により付された法第四十六条の五第一項本文の許可の条件

2 許可所持者は、許可証が汚損され、又は失われたときは、別記様式第三十四号による申請書及び許可証が汚損された場合にあつてはその許可証を農林水産大臣に提出し、許可証の再交付を受けることができる。

3 許可所持者は、次に掲げるときは、直ちにその許可証（第三号の場合にあつては、発見した許可証）を農林水産大臣に返納しなければならない。

一 所持の目的を達したとき又はこれを失つたとき。

二 法第四十六条の五第一項本文の許可を取り消されたとき。

三 前項の規定により許可証の再交付を受けた後、失われた許可証を発見したとき。

（許可事項の変更の許可の申請）

第五十六条の十一 法第四十六条の八第一項本文の規定による変更の許可の申請は、別記様式第三十五号による申請書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

一 変更の予定時期を記載した書面

二 変更に係る第五十六条の六第四号から第七号までに掲げる書類

三 工事を伴うときは、その予定工事期間並びにその工事期間中家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関する措置を記載した書面

2 法第四十六条の八第一項本文の許可を受けようとする許可所持者は、その許可の申請の際に、許可証を農林水産大臣に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

（許可事項の変更の許可を要しない軽微な変更）

第五十六条の十二 法第四十六条の八第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 取扱施設の廃止（家畜伝染病病原体の法第四十六条の十一第二項に規定する滅菌譲渡（以下「滅菌譲渡」という。）を伴わないものに限る。）

二 所持の方法の変更

三 管理区域の変更及び設備の増設（工事を伴わないものに限る。）

（許可事項の軽微な変更の届出）

第五十六条の十三 法第四十六条の八第二項の規定による届出は、別記様式第三十六号による届出書に第五十六条の十一第一項第一号及び第二号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してなければならない。

（氏名等の変更の届出）

第五十六条の十四 法第四十六条の八第三項の規定による届出は、別記様式第三十七号による届出書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

一 法人の名称を変更する場合は、変更後の法人の登記事項証明書

二 氏名を変更する場合は、変更後の許可所持者が、法第四十六条の六第二項各号（第二号を除く。）に掲げる者に該当しない旨の宣誓書

三 法人の代表者の氏名を変更する場合は、変更後のその代表者が、法第四十六条の六第二項第八号に規定する者に該当しない旨の宣誓書

（譲渡しの制限）
第五十六条の十五 法第四十六条の十第二号の規定による家畜伝染病病原体の譲渡は、法第四十六条の十一第二項の規定による滅菌譲渡の届出をしてするものとする。

（滅菌譲渡の届出）
第五十六条の十六 法第四十六条の十一第二項の規定による滅菌譲渡の届出は、別記様式第三十八号により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から三日以内に行わなければならない。

一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体について所持することを要しなくなった場合所持することを要しなくなった日

二 許可所持者が法第四十六条の五第一項本文の許可を取り消され、又はその許可の効力を停止された場合 その許可の取消し又は効力の停止の日

三 家畜の伝染性疾患の検査を行っている機関（許可所持者を除く。）がその業務に伴い家畜伝染病病原体を所持することとなつた場合 当該所持の開始の日

2 法第四十六条の十一第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 譲渡しをする場合にあつては、譲り受ける事業所の名称及び所在地

（措置命令書の記載事項）
第五十六条の十七 法第四十六条の十一第四項の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した命令書を交付して行うものとする。

一 講ずべき措置の内容

二 命令の年月日及び履行期限

三 命令を行う理由

（家畜伝染病発生予防規程）
第五十六条の十八 法第四十六条の十二第一項の規定による家畜伝染病発生予防規程の作成は、次に掲げる事項について定めて行うものとする。

一 病原体取扱主任者その他の家畜伝染病病原体の取扱い及び管理に従事する者に関する職務及び組織に関すること。

二 家畜伝染病病原体の取扱いに従事する者であつて、実験室等に立ち入るものの制限に関すること。

三 取扱施設の維持及び管理に関すること。

四 家畜伝染病病原体の保管、使用、運搬及び滅菌譲渡に関すること。

五 家畜伝染病病原体の受入れ、払出し及び移動の制限に関すること。

六 家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために必要な教育及び訓練に関すること。

七 法第四十六条の十五の規定による記帳及び保存に関すること。

八 家畜伝染病病原体の取扱いに係る情報の管理に関すること。

- 九 家畜伝染病病原体の盗取、所在不明その他の事故が生じたときの措置に関する事
- 十 災害時の応急措置に関する事
- 十一 その他家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関し必要な事項

2 法第四十六条の十二第一項の規定による届出は、別記様式第三十九号によりするものとする。

3 法第四十六条の十二第二項の規定による届出は、別記様式第四十号により、変更後の家畜伝染病発生予防規程を添えてしなければならない。

(病原体取扱主任者の要件)

第五十六条の十九 法第四十六条の十三第一項の農林水産省令で定める要件は、次に掲げる者であつて、家畜伝染病病原体の取扱いに関する十分な知識経験を有するものから選任することとする。

- 一 獣医師
 - 二 医師
 - 三 歯科医師
 - 四 薬剤師
 - 五 臨床検査技師
 - 六 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は同法第四百四条第四項第二号に規定する大学若しくは大学院に相当する教育を行う課程が置かれる教育施設において生物学若しくは農学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (病原体取扱主任者の選任等の届出)
- 第五十六条の二十 法第四十六条の十三第二項の規定による病原体取扱主任者の選任及び解任の届出は、別記様式第四十一号によりするものとする。
- (教育訓練)
- 第五十六条の二十一 法第四十六条の十四の教育及び訓練は、管理区域（要管理家畜伝染病病原体又は届出伝染病等病原体の取扱施設にあつては、実験室等。以下「管理区域等」という。）に立ち入る者及び取扱等業務に従事する者に対し、次に掲げる箇所により施すものとする。

- 一 病原体業務従事者に対する教育及び訓練（次号の教育及び訓練を除く。）は、初めて管理区域等に立ち入る前及び管理区域等に立ち入つた後にあつては三年を超えない期間ごとに行つこと。
- 二 病原体業務従事者で重点管理家畜伝染病病原体の取扱施設の管理区域に立ち入るものに対する当該病原体の取扱い及び管理に習熟するための教育及び訓練は、初めて当該管理区域に立ち入つた後に行つこと。
- 三 取扱等業務に従事する者で管理区域等に立ち入らないものに対する教育及び訓練は、取扱等業務を開始する前及び取扱等業務を開始した後にあつては三年を超えない期間ごとに行つこと。
- 四 前三号に規定する者に対する教育及び訓練は、次に掲げる項目（前号に規定する者にあつては、イに掲げるものを除く。）について行つこと。
 - イ 家畜伝染病病原体の性質
 - ロ 家畜伝染病病原体の管理
 - ハ 家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関する法令
 - ニ 家畜伝染病発生予防規程

五 第一号から第三号までに規定する者以外の者に対する教育及び訓練は、その者が立ち入る取扱施設において家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な事項について行つこと。

2 前項の規定にかかわらず、同項第四号イからニまでに掲げる項目又は同項第五号の事項の全部又は一部に關し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項に關する教育及び訓練を省略することができる。

(記帳)

第五十六条の二十二 法第四十六条の十五第一項の規定により許可所持者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次のとおりとする。

- 一 受入れ又は払出しに係る家畜伝染病病原体の種類及び数量
- 二 家畜伝染病病原体の受入れ又は払出しの年月日
- 三 家畜伝染病病原体の保管の方法及び場所
- 四 使用に係る家畜伝染病病原体の種類
- 五 家畜伝染病病原体の使用の年月日
- 六 滅菌譲渡に係る家畜伝染病病原体の種類
- 七 家畜伝染病病原体の滅菌譲渡の年月日
- 八 家畜伝染病病原体の滅菌等の方法及び場所
- 九 家畜伝染病病原体の受入れ又は払出しをした者の氏名
- 十 家畜伝染病病原体の使用をした者の氏名
- 十一 家畜伝染病病原体の滅菌等をした者の氏名
- 十二 重点管理家畜伝染病病原体に係る管理区域に立ち入つた者の氏名
- 十三 重点管理家畜伝染病病原体に係る管理区域への立入りの年月日
- 十四 重点管理家畜伝染病病原体に係る管理区域に対する教育及び訓練の実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名
- 十五 取扱施設の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検した者の氏名

- 2 前項各号に掲げる事項の細目が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。
 - 3 許可所持者は、一年ごとに法第四十六条の十五第一項の帳簿を閉鎖しなければならない。
 - 4 法第四十六条の十五第二項の規定による帳簿の保存は、前項の規定による帳簿の閉鎖後一年間行つものとする。
- (家畜伝染病病原体の保管の基準)
- 第五十六条の二十三 法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、重点管理家畜伝染病病原体の保管に係るものは、次のとおりとする。
- 一 重点管理家畜伝染病病原体の保管は、保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行つこと。
 - 二 重点管理家畜伝染病病原体を保管する間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き重点管理家畜伝染病病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。
 - 三 重点管理家畜伝染病病原体の実験室等の前室の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

2 法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、要管理家畜伝染病病原体の保管に係るものは、次のとおりとする。

- 一 要管理家畜伝染病病原体の保管は、保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行つこと。
- 二 要管理家畜伝染病病原体を保管する間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き要管理家畜伝染病病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。
- 三 要管理家畜伝染病病原体の保管施設（要管理家畜伝染病病原体を実験室等内において保管する場合にあつては、当該実験室等の前室（動物非使用検査室にあつては、当該動物非使用検査室）の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

3 第五十六条の九第二項から第四項までの取扱施設に対する前項第三号の規定の適用については、同号中「実験室等の前室（動物非使用検査室にあつては、当該動物非使用検査室）」とあるのは、「実験室等」とする。

(家畜伝染病病原体の使用の基準)

第五十六条の二十四 法第四十六条の第十七項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、重点管理家畜伝染病病原体の使用に係るものは、次のとおりとする。

- 一 実験室等に立ち入るときは、その前室において専用の衣服(実験室等に立ち入る者が着用する全ての衣服をいう。以下この項において同じ。)及び防護具を着用すること。
- 二 実験室等において衣服及び防護具を着用して作業すること。
- 三 重点管理家畜伝染病病原体の使用は、次に掲げる場合を除き、実験室等(製造施設を除く。)の内部に備えられた安全キャビネットにおいて行うこと。
- イ 当該使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合
- ロ 動物に対して重点管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき
- 四 実験室等の作業区域における飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。
- 五 実験室等から退出するときは、その前室において衣服及び防護具を脱ぎ、これらを当該実験室等に持ち出す場合を除き、滅菌等設備により滅菌等をするまで当該前室から当該衣服及び防護具を持ち出さないこと。
- 六 実験室等から退出するときは、その前室に設けられたシャワー室においてその体表の重点管理家畜伝染病病原体による汚染の除去をすること。
- 七 実験室等からの排気は、排気設備により滅菌等をする。
- 八 重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある実験室等及びその前室からの排水は、排水設備又は滅菌等設備により滅菌等をする。
- 九 重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品を実験室等から持ち出す場合には、衣服及び防護具を当該実験室等の前室に持ち出す場合を除き、滅菌等設備により当該物品の滅菌等をする。
- 十 実験室等において重点管理家畜伝染病病原体を使用した者は、使用日から起算して七日間、管理区域外において当該重点管理家畜伝染病病原体に感染する動物と接触しないこと。
- 十一 実験室等における作業に関係しない動物を当該実験室等に入れないこと。
- 十二 実験室等において動物に対して重点管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。
 - イ 当該実験室等に立ち入るときは、第十四号の許可とは別に、病原体取扱主任者の許可を得ること。
 - ロ やむを得ない場合を除き、重点管理家畜伝染病病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。
 - ハ 重点管理家畜伝染病病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、当該死体を滅菌等設備により滅菌等するとともに、持ち出した当該死体を取扱施設に設けられた焼却炉又はこれと同等以上の機能を有する設備により焼却すること。ただし、重点管理家畜伝染病病原体による汚染を除去した当該死体を学術研究の用に供する場合は、この限りでない。
 - ニ 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗浄する前に重点管理家畜伝染病病原体による汚染を除去すること。
 - ホ 節足動物及び齧歯類の侵入を防止するために必要な措置を講ずること。
- 十三 実験室等の前室の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。
- 十四 事前に許可所持者及び病原体取扱主任者の許可を得ていない者の管理区域への立入りを禁止し、これらの者の許可を得て病原体業務従事者以外の者が当該管理区域に立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。
- 2 法第四十六条の第十七項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、要管理家畜伝染病病原体の取扱施設(第五十六条の九第二項から第四項までの取扱施設を除く。)における要管理家畜伝染病病原体の使用に係るものは、次のとおりとする。

一 実験室等(動物非使用検査室を除く。)に立ち入るときは、その前室において専用の衣服(実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服(動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する実験室等にあつては、当該実験室等に立ち入る者が着用する全ての衣服)をいう。以下この項において同じ。)及び防護具を着用すること。

- 二 実験室等において衣服及び防護具を着用して作業すること。
- 三 要管理家畜伝染病病原体の使用は、次に掲げる場合を除き、実験室等(製造施設を除く。)の内部に備えられた安全キャビネットにおいて行うこと。
- イ 当該使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合
- ロ 動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき
- 四 実験室等の作業区域における飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。
- 五 実験室等から退出するときは、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 実験室等(動物非使用検査室を除く。)にあつては、その前室において衣服及び防護具を脱ぎ、これらを当該実験室等に持ち出す場合を除き、滅菌等設備により滅菌等をするまで当該前室から当該衣服及び防護具を持ち出さないこと。
- ロ 動物非使用検査室にあつては、衣服及び防護具を脱ぎ、滅菌等設備により滅菌等をするまで当該動物非使用検査室から当該衣服及び防護具を持ち出さないこと。
- 六 実験室等から退出するときは、手洗い設備により手指を洗浄すること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。
- 七 実験室等(動物非使用検査室を除く。)からの排気は、排気設備により滅菌等をする。
- 八 要管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある実験室等及びその前室動物非使用検査室にあつては、当該動物非使用検査室)からの排水は、滅菌等設備により滅菌等をする。
- 九 要管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品を実験室等から持ち出す場合には、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 実験室等(動物非使用検査室を除く。)にあつては、衣服及び防護具を当該実験室等の前室に持ち出す場合を除き、滅菌等設備により当該物品の滅菌等をする。
- ロ 動物非使用検査室にあつては、滅菌等設備により当該物品の滅菌等をする。
- 十一 実験室等における作業に関係しない動物を当該実験室等に入れないこと。
- 十二 実験室等において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。
 - イ 当該実験室等に立ち入るときは、病原体取扱主任者の許可を得ること。
 - ロ やむを得ない場合を除き、要管理家畜伝染病病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。
 - ハ 要管理家畜伝染病病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、当該死体を滅菌等設備により滅菌等するとともに、持ち出した当該死体については、取扱施設に設けられた焼却炉により焼却し、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。ただし、要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去した当該死体を学術研究の用に供する場合は、この限りでない。
 - ニ 当該実験室等から退出するときは、その前室に設けられたシャワー室においてその体表の要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去すること。ただし、第五十六条の九第一項第四号ハ(1)から(3)までのいずれにも該当する場合は、この限りでない。
 - ホ 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗浄する前に要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去すること。
 - ヘ 節足動物及び齧歯類の侵入を防止するために必要な措置を講ずること。

十二 実験室等の前室（動物非使用検査室にあつては、当該動物非使用検査室）の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

十三 管理区域には、やむを得ない場合を除き人が立ち入らないようにするための措置を講じ、病原体業務従事者以外の者が立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。

3 法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、第五十六条の九第二項から第四項までの取扱施設における要管理家畜伝染病病原体の使用に係るものは、次のとおりとする。

- 一 実験室等において衣服（実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服をいう。以下この項において同じ。）及び防護具を着用して作業すること。
- 二 要管理家畜伝染病病原体の使用は、次に掲げる場合を除き、実験室等（製造施設を除く。）の内部に備えられた安全キャビネットにおいて行うこと。
- イ 当該使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合
- ロ 動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。
- 三 実験室等の作業区域における飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。
- 四 実験室等から退出するときは、衣服及び防護具を脱ぎ、滅菌等設備により滅菌等をすまで当該実験室等から当該衣服及び防護具を持ち出さないこと。
- 五 実験室等から退出するときは、手洗い設備により手指を洗浄すること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。
- 六 第五十六条の九第三項の取扱施設において実験室等に同条第三号二の排気設備を設けている場合には、当該実験室等からの排気は、当該排気設備により滅菌等をすること。
- 七 要管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある実験室等からの排水は、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができる容器に入れて当該実験室等から持ち出し、取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等をする。
- 八 要管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品を実験室等から持ち出す場合には、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができる容器に入れるとともに、持ち出した当該物品を取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等をする。
- 九 実験室等における作業に関係しない動物を当該実験室等に入れられないこと。
- 十 実験室等において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。
- イ 当該実験室等に立ち入るときは、病原体取扱主任者の許可を受けること。
- ロ 当該実験室等の窓を閉鎖するとともに、当該窓が割れないようにすること。
- ハ やむを得ない場合を除き、要管理家畜伝染病病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。
- ニ 要管理家畜伝染病病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができる容器に入れるとともに、持ち出した当該死体については、取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等をし、かつ、焼却又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。ただし、要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去した当該死体を学術研究の用に供する場合は、この限りでない。
- ホ 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗浄する前に要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去すること。
- ヘ 節足動物及び齧歯類の侵入を防止するために必要な措置を講ずること。
- 十一 実験室等の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。
- 十二 管理区域には、やむを得ない場合を除き人が立ち入らないようにするための措置を講じ、病原体業務従事者以外の者が立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。

（監視伝染病病原体の運搬及び滅菌等の基準）

第五十六条の二十五 法第四十六条の十七第一項（法第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、監視伝染病病原体の運搬に係るものは、次のとおりとする。

- 一 監視伝染病病原体の運搬は、これを容器（内装容器、外装容器及び包装の総体をいう。以下この項において同じ。）に入れられた状態で行うこと。
- 二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。
- ロ やむを得ない場合を除き密封されないように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。
- ハ 内装物の漏えいのおそれがない十分な強度及び耐水性を有するものであること。
- 二 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生ずるおそれがないこと。
- ホ 第一次容器は、適切な方法により密閉されたものであること。
- ヘ 第二次容器は、適切な方法により密閉され、かつ、九十五キロパスカル以上の内部のゲージ圧力及び零下四十度から摂氏五十五度までの温度の変化に耐えるものであること。
- ト 外装容器は、直方体のもので、少なくともその一面は各辺が十センチメートル以上のものとする。
- チ 内装容器に、監視伝染病病原体に代えて水又は水と不凍液を混合したものを当該内装容器の容量の九十八パーセント以上入れた状態で、容器を、次の表の上欄に掲げる内装容器の材料及び同表の中欄に掲げる外装容器の材料につき、それぞれ同表の下欄に定める条件の下に置いた後、速やかに九メートルの高さから硬く滑らかな水平面に最大の破損を及ぼすように落下させた場合において、当該容器に、内容物の漏えい又は運搬の安全性を損なうおそれがある損傷がないこと。

内装容器の材料	外装容器の材料	条 件
プラスチック	プラスチック	条件一
プラスチック	ファイバ版（段ボール）	条件一及び条件二
プラスチック	その他のもの	条件一
その他のもの	プラスチック	条件一
その他のもの	ファイバ版（段ボール）	条件二

備考

一 この表において、「条件一」とは、容器を零下十八度以下の温度の下に二十四時間（ドライアイスを入れる場合にあつては、四時間と当該ドライアイスが全て気化するまでの時間とのいずれが長い時間）以上置くことをいう。

二 この表において、「条件二」とは、容器を少なくとも一時間当たりの水量が約五ミリメートルの降水に一時間以上さらすことをいう。

リ 内装容器に、監視伝染病病原体に代えて水又は水と不凍液を混合したものを当該内装容器の容量の九十八パーセント以上入れた状態で、容器を、次に掲げる条件の下に置いた場合において、当該容器に、内容物の漏えい又は運搬の安全性を損なうおそれがある損傷がないこと。

(1) 当該容器の総質量が七キログラム以下の場合にあつては、鋼鉄丸棒であつて、その質量が七キログラム、その直径が三・八センチメートル以下、かつ、その先端の半径が〇・六センチメートル以下のものを、当該容器に、一メートルの高さから当該容器に対して最大の損傷を及ぼすように落下させて衝突させること。

(2) 当該容器の総質量が七キログラムを超える場合にあつては、当該容器を、硬質の水平面に垂直に固定した鋼鉄丸棒であつて、その直径が三・八センチメートル、その長さが二十センチメートル、かつ、その上端の半径が〇・六センチメートル以下のものに、一メートルの高さから当該容器に対して最大の損傷を及ぼすように落下させて衝突させること。

又、一の第二次容器に二以上の第一次容器を入れる場合には、第一次容器同士の間隔がないように、第一次容器を個々に包装し、又は分離して包装すること。

ル 監視伝染病病原体と他の物(当該監視伝染病病原体を運搬するために必要なものを除く。)を同一の外装容器に入れないこと。

ヲ 液状の物質を運搬する際に吸収材又は緩衝材を使用する場合には、当該吸収材又は緩衝材は、当該液状の物質の全量を吸収することができる量とすること。

ワ 環境温度以上の温度の下において運搬する場合には、第一次容器は、ガラス製、金属製又はプラスチック製であること。

カ 外装容器に氷を入れて運搬する場合には、当該外装容器に、当該氷が溶けても第二次容器をその原位置に保持する支持物を設けるとともに、漏水を防止する措置を講ずること。

コ 外装容器にドライアイスを入れて運搬する場合には、当該外装容器に、当該ドライアイスが気化しても第二次容器をその原位置に保持する支持物を設けるとともに、気化したドライアイスのガスを放散する措置を講ずること。

タ 液化窒素を使用する場合には、第一次容器がプラスチック製であり、かつ、第一次容器及び第二次容器が液化窒素の温度に耐えるものであること。

チ 凍結乾燥の物質を運搬する場合には、第一次容器は、火災密封されたガラス製のアンブル又はゴム栓をした金属製のシール付きのガラス製の瓶とすることができること。

ソ 外装容器に、内容物の項目リストを封入すること。

三 容器の表面には、次に掲げる措置を講ずること。

イ 様式第四十二号による表示を容易に消せない方法で付すること。

ロ 様式第四十三号による標識を見やすいように付すること。

ハ 液状の監視伝染病病原体を入れる場合には、容器の表面には、口の標識のほか、様式第四十四号による標識をその相対する二側面に見やすいように付すること。

ニ 次に掲げる事項を見やすいように表示すること。

(1) 荷受人及び荷送人の氏名又は名称及び住所

(2) 責任者の氏名又は名称及び電話番号

(3) 「病毒を移しやすい物質(動物に対し伝染性があるもの)及び「UN二九〇〇」の文字(人体に対しても伝染性があるもの)及び「UN二八四四」の文字(人体に対し伝染性があるもの)及び「UN二八四四」の文字

四 監視伝染病病原体を入れた容器の車両等への積付けは、運搬中において移動、転倒、転落等により安全性が損なわれないように行うこと。

五 重点管理家畜伝染病病原体を運搬する者は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 第三号二(1)から(3)までに掲げる事項その他参考となる事項を荷送人が記載した書面を携行すること。

ロ 重点管理家畜伝染病病原体の取扱方法、事故が生じた場合に講じなければならない措置その他の当該病原体の運搬に関し留意すべき事項を記載した書面を携行すること。

ハ 事故が生じた場合に必要有効塩素濃度〇・パーセント以上の次亜塩素酸ナトリウム水又はこれと同等以上の効果を有するものを携行すること。

ニ 前項第二号ロ、トからリまで、ル、カ及びソ、第三号及び第五号の規定は、事業所内において行う家畜伝染病病原体の運搬については、適用しない。

三 事業所内において行う届出伝染病等病原体の運搬については、第一項第二号(イ、ハ及びニを除く)、第三号及び第五号の規定は適用せず、同項第一号の規定の適用については、同号中「容器(内装容器及び包装の総体をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは、「密封することができる容器」とする。

4 法第四十六条の十七第一項(法第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する場合を含む。)(の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、監視伝染病病原体の滅菌等に係るものは、次のとおりとする。

一 摂氏百二十一度以上で十五分以上若しくはこれと同等以上の効果を有する条件で高圧蒸気滅菌する方法又はこれらと同等以上の効果を有する方法により滅菌等を行うこと。

二 排水は、摂氏百二十一度以上で十五分以上若しくはこれと同等以上の効果を有する条件で高圧蒸気滅菌する方法又はこれらと同等以上の効果を有する方法により滅菌等を行うこと。

(災害時の応急措置)

第五十六条の二十六 法第四十六条の十八第一項(法第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する場合を含む。)(の規定により講じなければならない応急の措置は、次に掲げるところによる。

一 必要に応じて監視伝染病病原体を安全な場所に移すとともに、監視伝染病病原体がある場所の周囲には、縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入らないようにするための措置を講ずるよう努めること。

二 その他監視伝染病病原体による家畜の伝染性疾患の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講ずること。

2 法第四十六条の十八第二項(法第四十六条の二十第二項において準用する場合を含む。)(の規定による届出は、別記様式第四十五号によりするものとする。

(届出伝染病等病原体)

第五十六条の二十七 法第四十六条の十九第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一 モルビリウイルス・リンダーベストウイルス(L株、B A Y S株及びR B O K株に限る。)(別名牛痘ウイルス)

二 ベシキユロウイルス・ベシキュラストマティイスアラゴスウイルス(別名水胞性口炎ウイルス)

三 ベシキユロウイルス・ベシキュラストマティイスインディアナウイルス(別名水胞性口炎ウイルス)

四 ベシキユロウイルス・ベシキュラストマティイスニュージャージーウイルス(別名水胞性口炎ウイルス)

五 パストレル・マルトシダ(莖、膜抗原型がB又はEであるものあつて、菌体抗原型がHedqvistの型別で二又は二・五であるものに限る。)(別名出血性敗血症菌)

六 フルセラ・オピス(別名フルセラ病菌)

七 マイコバクテリウム・ポーピス(別名結核病菌)

八 マイコバクテリウム・カプレ(別名結核病菌)

九 レンチウイルス・エクインインフエクシヤスアネミアウイルス(別名馬伝染性貧血ウイルス)

十 エンテロウイルス・スワインベシキュラーデイズウイルス(別名豚水胞病ウイルス)

十一 インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス(第五十六条の三第九号イからトまでに掲げる病原体に限る。)(別名低病原性鳥インフルエンザウイルス)

十二 エイブラウイルス・ニューカッスルデイズウイルス(次に掲げる要件のいずれかに該当するものに限る。)(別名ニューカッスル病ウイルス)

イ 鶏の初生ひなにおけるICPEIが〇・七以上であること。

ロ 次のいずれにも該当すること。

(1) F蛋白質の百十三番目から百十六番目までのアミノ酸残基のうち三以上がアルギニン残基又はリジン残基であると推定されること。

(2) F蛋白質の百十七番目のアミノ酸残基がフェニルアラニン残基であると推定されること。

七。

- 十三 サルモネラ・エンテリカ(血清型がガリナルムであるものであって、生物型がフローラム又はガリナルムであるものに限る。)(別名家きんサルモネラ感染症菌)
- 十四 マカウイルス・アルセラバインヘルペスウイルス一(別名悪性カタル熱ウイルス)
- 十五 マカウイルス・オバインヘルペスウイルス二(別名悪性カタル熱ウイルス)
- 十六 インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス(血清型がH3N8又はH7N7であるものであって、馬から分離されたものに限る。)(別名馬インフルエンザウイルス)
- 十七 ペシウイルス・ベシキュラーエグザンテマオプスウィルス別名豚水疱疹ウイルス(届出伝染病等病原体の所持の届出)
- 第五十六条の二十八 法第四十六条の十九第一項本文の届出は、事業所ごとに、別記様式第四十六号による届出書に次に掲げる書類を添えてするものとする。
 - 一 法人にあつては、法人の登記事項証明書
 - 二 届出伝染病等病原体取扱施設を中心とし、縮尺及び方位を付けた事業所内外の見取図
 - 三 届出伝染病等病原体取扱施設のうち、届出伝染病等病原体の取扱いに係る室の間取り、設備用途及び出入口、管理区域並びに別記様式第三十二号による標識を付ける箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図
 - 四 届出伝染病等病原体取扱施設のうち、届出伝染病等病原体の取扱いに係る主要部分の縮尺を付けた立面図(当該主要部分が全て前号の平面図に図示されている場合を除く。)
 - 五 その他当該届出に係る届出伝染病等病原体取扱施設が法第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する法第四十六条の十六第一項の技術上の基準に適合していることを説明した書類
- 2 法第四十六条の十九第一項本文の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 所持の開始の年月日
 - 三 届出伝染病等病原体取扱施設の位置、構造及び設備(家畜の伝染性疾病の検査を行っている機関の届出伝染病等病原体の所持の基準)
 - 第五十六条の二十九 法第四十六条の十九第一項第一号の規定による届出伝染病等病原体の所持は、次に掲げる基準に従い、行つものとする。
 - 一 保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行つこと。
 - 二 当該所持をする間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き届出伝染病等病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。
 - 三 滅菌等をする場合にあつては、所持の開始の日から十日以内に、第五十六条の三十三第四項に規定する基準に従い、自ら又は他者に委託して行つこととし、譲渡をする場合にあつては、所持の開始の日後遅滞なく行つこと。
 - (所持の届出に係る変更及び不所持の届出)
 - 第五十六条の三十 法第四十六条の十九第二項の規定による変更及び不所持の届出は、別記様式第四十七号による届出書に、変更の届出にあつては第五十六条の二十八第一項第二号から第五号までに掲げる書類を添えてするものとする。
 - (記帳)
 - 第五十六条の三十一 法第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する法第四十六条の十五第一項の規定により届出所持者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次のとおりとする。
 - 一 受入れ又は払出しに係る届出伝染病等病原体の種類及び数量
 - 二 届出伝染病等病原体の受入れ又は払出しの年月日
 - 三 届出伝染病等病原体の保管の方法及び場所
 - 四 使用に係る届出伝染病等病原体の種類
 - 五 届出伝染病等病原体の使用の年月日

- 六 滅菌譲渡に係る届出伝染病等病原体の種類
- 七 届出伝染病等病原体の滅菌譲渡の年月日
- 八 届出伝染病等病原体の滅菌等の方法及び場所
- 九 届出伝染病等病原体の受入れ又は払出しをした者の氏名
- 十 届出伝染病等病原体の使用をした者の氏名
- 十一 届出伝染病等病原体の滅菌等をした者の氏名
- 十二 届出伝染病等病原体取扱施設の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴つ措置の内容並びに点検した者の氏名
- 2 前項の帳簿には、第五十六条の二十二第二項から第四項までの規定を準用する。
 - (届出伝染病等病原体取扱施設の基準)
 - 第五十六条の三十二 法第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する法第四十六条の十六第一項の届出伝染病等病原体取扱施設に係る農林水産省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。
 - 一 当該届出伝染病等病原体取扱施設に、管理区域を設定すること。
 - 二 届出伝染病等病原体の保管庫は、実験室等の内部(出入口に施錠その他の通行制限のための措置が講じられている保管施設が管理区域内に設けられているときは、当該保管施設の内部)に設け、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
 - 三 届出伝染病等病原体の実験室等は、次のとおりとする。
 - イ 実験室等の内部の壁、床、天井その他届出伝染病等病原体により汚染されるおそれがある部分は、その表面が消毒の容易な構造であること。
 - ロ 実験室等の内部に安全キャビネットを備えていること(製造施設にあつては、当該製造施設からの届出伝染病等病原体の拡散を防止するための措置を講じていること)。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 届出伝染病等病原体の使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合
 - (2) 動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。
 - ハ 実験室等に、足若しくは肘で又は自動で操作することができる手洗い設備を設けること。
 - ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。
 - 二 実験室等に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
 - 四 実験室等において動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合には、次のとおりとする。
 - イ 飼育設備は、当該実験室等の内部に設けること。
 - ロ 第五十六条の二十七第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十号から第十二号まで、第十六号及び第十七号に掲げる病原体の実験室等にあつては、次に定めるところにより、排気設備を設けること又は飼育設備をアイソレーター内に設けること。
 - (1) 排気設備は、常に空気が実験室等の出入口から実験室等の内部へ流れるよう管理することができる構造であること。
 - (2) 排気設備は、実験室等からの排気が、一以上のヘパフィルターを通じてなされる構造であること。
 - (3) 排気設備は、その稼働状況を確認する装置を備えていること。
 - 五 届出伝染病等病原体の滅菌等設備は、当該届出伝染病等病原体取扱施設の内部に設けること。
 - 六 一年に一回以上定期的に当該届出伝染病等病原体取扱施設を点検し、前各号に掲げる基準に適合するようその機能の維持が図られること。
- 2 前項の規定は、第五十六条の三十九号八からトまでに掲げる病原体の取扱いをする施設であつて、当該病原体のみを取り扱い、かつ、動物に対して当該病原体を使用しないものについては、適用しない。

(届出伝染病等病原体の保管及び使用の基準)
 第五十六条の三十三 法第四十六条の二十二項において読み替えて準用する法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、届出伝染病等病原体の保管に係るものは、次のとおりとする。

- 一 届出伝染病等病原体の保管は、保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行うこと。
- 二 届出伝染病等病原体を保管する間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き届出伝染病等病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。
- 三 届出伝染病等病原体の保管施設(届出伝染病等病原体を実験室内において保管する場合にあつては、当該実験室等)の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。
- 2 法第四十六条の二十二項において読み替えて準用する法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、届出伝染病等病原体の使用に係るものは、次のとおりとする。
 - 一 実験室内においては、専用の衣服(実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服をいう。以下この項において同じ。)及び防護具を着用して作業すること。
 - 二 届出伝染病等病原体の使用は、次に掲げる場合を除き、実験室等(製造施設を除く。)の内部に備えられた安全キャビネットにおいて行うこと。
 - イ 当該使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合
 - ロ 動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。
 - 三 届出伝染病等病原体を使用する際には、実験室等のドアを閉めておくこと。
 - 四 実験室等の作業区域における飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。
 - 五 実験室等から退出するときは、衣服及び防護具を脱ぐこと。
 - 六 実験室等から退出するときは、手洗い設備により手指を洗浄すること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。
 - 七 届出伝染病等病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある実験室等からの排水は、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができる容器に入れて当該実験室等から持ち出し、届出伝染病等病原体取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等をする(一)。
 - 八 届出伝染病等病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品を実験室等から持ち出す場合には、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができる容器に入れるとともに、持ち出した当該物品を届出伝染病等病原体取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等をする(二)。
 - 九 実験室等における作業に関係しない動物を実験室内に入れないこと。
 - 十 実験室等において動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合には、次のとおりとする。
 - イ 当該実験室等に立ち入るときは、病原体取扱主任者の許可を受けること。
 - ロ 当該実験室等に立ち入るときは、病原体取扱主任者の許可を受けること。
 - 八 前条第一項第四号ロの実験室等において同号ロの排気設備を設けている場合には、当該実験室等からの排気は、当該排気設備により滅菌等をする(三)。
 - 二 やむを得ない場合を除き、届出伝染病等病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。

- ホ 届出伝染病等病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができる容器に入れるとともに、持ち出した当該死体については、届出伝染病等病原体取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等をし、かつ、焼却又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。ただし、届出伝染病等病原体による汚染を除去した当該死体を学術研究の用に供する場合は、この限りでない。
- ハ 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗浄する前に届出伝染病等病原体による汚染を除去すること。
- ト 節足動物及び齧歯類の侵入を防止するために必要な措置を講ずること。
- 十一 実験室等の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。
- 十二 実験室等には、やむを得ない場合を除き人が立ち入らないようにするための措置を講じ、病原体業務従事者以外の者が立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。
- 3 前二項の規定は、前条第二項の施設については、適用しない。
- (適用除外となる病原体)
- 第五十六条の三十四 法第四十六条の二十二第一号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。
 - 一 モルビリウイルス・リンダーベストウイルス(「LA株及び赤穂株に限る。」)
 - 二 マイコプラズマ・マイコイデス(「亜種がマイコイデスであるもののSC株のV株に限る。」)
 - 三 ペスチウィルス・クラシカルスワインフレーザーウイルス(「D株に限る。」)
 - 四 マイコバクテリウム・ボービス(Bacille Calmette-Guérin株に限る。)
 - 五 生物学的製剤(動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第百七号)第二百三十三条第四号の生物学的製剤に限る。)に含まれている病原体
 - 六 生物学的製剤の製造のため緊急の必要がある場合において当該製造に使用される病原体その他農林水産大臣が法第四十六条の五から第四十六条の二十一までの規定を適用することが適当でないと認めて公示した病原体
 - (適用除外とならない病原体)
 - 第五十六条の三十五 法第四十六条の二十二第二号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。
 - 一 第五十六条の三十八号に掲げる病原体であつて、血清亜型がH2N2、H5N1又はH7N7であるもの(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ等感染症」という。)の病原体を除く。」)
 - 二 第五十六条の三十九号に掲げる病原体であつて、血清亜型がH5N1又はH7N7であるもの(「新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。」)
 - 三 第五十六条の三十九号八からトまでに掲げる病原体
 - 四 第五十六条の二十七第六号に掲げる病原体であつて、血清亜型がH7N7であるもの(「新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。」)

第六章 雑則

- 第五十七条の次に次の一条を加える。
- (証明書)
- 第五十七条の二 法第五十一条第三項の証明書の様式は、別記様式第四十八号とする。
- 第五十八条中「第五十二条」を「第五十二条第一項及び第二項」に改め、同条ただし書中「者から」の下に「同条第一項の」を加える。
- 第五十九条中「別記様式第三十一号」を「別記様式第四十九号」に改める。
- 別記様式第十一号を削り、別記様式第十二号を別記様式第十一号とし、別記第十三号を削り、別記様式第十四号を別記様式第十二号とし、別記様式第十四号の二を別記様式第十三号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

定期報告書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

住所

氏名〔法人の場合には、その名称及び代表者の氏名〕

電話番号

印

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名又は名称	郵便番号	—			
家畜の所有者の住所	郵便番号	—			
管理者の氏名又は名称	郵便番号	—			
管理者の住所	郵便番号	—			
農場の名称	郵便番号	—			
農場の所在地	郵便番号	—			
家畜の種類及び頭羽数	乳用雌牛	成牛	育成牛	子牛	
		頭	頭	頭	
		肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）			
		成牛（肥育後期の牛）	肥育前期の牛	育成牛	子牛
		頭	頭	頭	頭

家畜の種類及び頭羽数（続き）	肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）				子牛
	成牛（肥育後期の牛）	肥育前期の牛	育成牛	子牛	
家畜の種類及び頭羽数（続き）	頭	頭	頭	頭	頭
	繁殖牛				
	成牛	育成牛	子牛		
	頭	頭	頭		
	繁殖豚				
	肥育豚（子豚を除く。）	成豚	育成豚		子豚
	頭	頭	頭		頭
	採卵鶏				
	成鶏	育成鶏	肉用鶏		
	羽	羽	羽		
その他	その他	その他	その他	その他	
（頭）	（頭）	（頭）	（頭）	（頭）	
畜舎等の数	畜舎	ふ卵舎			

注意

- 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外の管理者がある場合にあっては、当該管理者）が作成し、提出すること。また、本報告書に記載する事項は、当該年の2月1日時点のものとする。
- 「管理者の氏名又は名称」欄及び「管理者の住所」欄には、家畜の所有者以外に当該家畜の管理者がある場合に記入すること。
- 家畜の飼養頭羽数については、当該年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあつては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとする。
- 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
 - 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月未滿のものをいい、「子牛」とは月齢が満10日以上で月齢が満4月未滿のものをいう。
 - 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満24月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満9月以上未滿24月未滿のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上未滿9月未滿のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未滿のものをいう。
 - 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満17月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満7月以上未滿17月未滿のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上未滿7月未滿のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未滿のものをいう。
 - 「繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上未滿24月未滿のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未滿のもの

のものをいう。

- (5) 「子豚」とは、離乳した豚であつて月齢が満3月未満のものをいう。
 (6) 「繁殖豚」において、「成豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月未満のものをいう。
 (7) 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上のものをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のものをいう。
 5 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他()」の欄には、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数(羽数)を記入すること。

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況

(1) 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	<input type="checkbox"/>
2. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	<input type="checkbox"/>
① 衛生管理区域及び畜舎に入入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
② 衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴(渡航歴)を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
③ 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
④ 衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去4月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込まないようにしている。	<input type="checkbox"/>
3. 野生動物からの病原体の侵入防止 飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>
4. 衛生管理区域の衛生状態の確保	<input type="checkbox"/>
① 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>
② 家畜の体液(生乳を除く。)が付着する物品を使用する際には、1頭ごとに交換又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
③ 空になつた畜房又はハッチの清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
5. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	<input type="checkbox"/>
① 家畜に異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	<input type="checkbox"/>
② 毎日、飼養する家畜の健康観察を行っている。	<input type="checkbox"/>
③ 出荷又は移動の直前に家畜の健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
6. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管 衛生管理区域に立ち入つた者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	<input type="checkbox"/>

注意 遵守している項目について、にチェック印を付けること。

(2) 豚及びびいのしの場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	<input type="checkbox"/>
2. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	<input type="checkbox"/>
① 衛生管理区域及び畜舎に入入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
② 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、着用している。	<input type="checkbox"/>
③ 衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴(渡航歴)を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
④ 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
⑤ 衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去4月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込まないようにしている。	<input type="checkbox"/>
⑥ 家畜に給与する食品循環資源を原材料とする飼料は、加熱その他の適切な処理が行われたものを利用している。	<input type="checkbox"/>
3. 野生動物からの病原体の侵入防止 飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>
4. 衛生管理区域の衛生状態の確保	<input type="checkbox"/>
① 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>
② 家畜の体液が付着する物品を使用する際には、1頭ごとに(注射針にあつては、少なくとも畜房ごとに)交換又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
③ 空になつた畜舎又は畜房の清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
5. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	<input type="checkbox"/>
① 家畜に異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	<input type="checkbox"/>
② 毎日、飼養する家畜の健康観察を行っている。	<input type="checkbox"/>
③ 出荷又は移動の直前に家畜の健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
6. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管 衛生管理区域に立ち入つた者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	<input type="checkbox"/>

注意 遵守している項目について、にチェック印を付けること。

(3) 鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

2. 衛生管理区域への病原体の持ち込みの防止		レ欄
①	衛生管理区域及び家きん舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	□
②	衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置するとともに、家きん舎専用の靴を設置し、着用している。	□
③	衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立ち入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	□
④	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家きんに直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	□
⑤	衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去2月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込まないようにしている。	□
3. 野生動物からの病原体の侵入防止		レ欄
①	野生動物の排せつ物が混入するおそれがある水を飲用水として用いる場合に消毒している。	□
②	野鳥等の野生動物の侵入を防止することができる防鳥ネット等を設置している。	□
③	定期的に防鳥ネット等の破損状況を確認し、破損箇所の修繕を行っている。	□
④	家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合に、遅滞なく、その破損箇所の修繕を行っている。	□
4. 衛生管理区域の衛生状態の確保		レ欄
①	家きん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	□
②	空になつた家きん舎又はケージの清掃及び消毒をしている。	□
5. 家きんの健康観察と異状が確認された場合の対処		レ欄
①	家きんに異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	□
②	毎日、飼養する家きんの健康観察を行っている。	□
③	出荷又は移動の直前に家きんの健康状態を確認している。	□
6. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管		レ欄
	衛生管理区域に立ち入つた者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	□

注意 遵守している項目について、レ欄の□にチェック印を付けること。

(4) 馬の場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握		レ欄
	自らが飼養する馬が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	□
2. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止		レ欄
	厩舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を実施している。	□
3. 野生動物からの病原体の侵入防止		レ欄
	飼養する馬に飲用に適した水を給与している。	□

4. 衛生管理区域の衛生状態の確保		レ欄
①	厩舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	□
②	馬の体液が付着する物品を使用する際には、1頭ごとに交換又は消毒をしている。	□
③	空になつた馬房の清掃及び消毒をしている。	□
5. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処		レ欄
①	馬に異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	□
②	毎日、飼養する馬の健康観察を行っている。	□
③	移動又は出荷の直前に馬の健康状態を確認している。	□

注意 遵守している項目について、レ欄の□にチェック印を付けること。

別記様式第三十一号の裏面を次のように定める。

<p>第五十一条 家畜防疫官又は家畜防疫員は、家畜の伝染性疾病を予防するため必要があるときは、馬場、家畜市場、家畜共進会場等家畜の集合する場所、畜舎、代製場若しくは死亡獣畜取扱場と畜場、倉庫、船舶、車両、航空機又は家畜の伝染性疾病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがあるその他の場所において、動物の他のものを検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な限度において、動物の血液、乳汁等を採取し、若しくは動物の死体その他の物を集取することができる。</p>	
2・3	(整)
4	第一項及び第二項の規定による立入検査、質問、採取又は集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
<p>第五十三条 (整)</p>	
2	(整)
3	この法律に規定する事務に従事するため、都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるものの中から、家畜防疫員を任命する。ただし、特に必要があるときは、当該都道府県の職員で家畜の伝染性疾病予防に関する学識経験のある獣医師以外の者を任命することができる。
4	(整)
<p>第五十四条 家畜防疫官又は家畜防疫員は、この法律により職務を執行するときは、農林水産省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>	

別記様式第三十一号第三十條「第六條」を「対し、第六條第一項」に改め、「第十七條」の「ロ」に「第十條の二條」を「第六條」を加へ、「若しくは第三項」を「第三項若しくは第五項」に「第十八條の二條」を「第三十一條」を「第二十一條第一項」に「又は第三十四條」を「若しくは第三十四條」に「実施すべし」を「実施し、又は家畜防疫員に第十六條第三項の規定による措置を実施せよ」とし、「改め、同様を別記様式第四十九号と」に「別記様式第三十号の次に次の十八條」を「加ふる」。

家畜伝染病病原体所持許可証

氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第46条の5第1項本文の規定による
家畜伝染病病原体の所持の許可を受けた者であることを証する。

農林水産大臣 印

事業所の名称		
事業所の所在地		
家畜伝染病病原体の種類	許可の年月日	
所持の目的		
所持の方法		
許可の条件		

注意 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者
氏名
(印) (署名又は記名押印)
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所

家畜伝染病病原体所持許可証の再交付を受けたいので、家畜伝染病予防法施行規則 (昭和26年農林省令第35号) 第56条の10第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
許可番号	
家畜伝染病病原体の種類	
再交付を申請する理由	
備考	

注意 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 汚損の場合は、許可証を添えること。

3 この申請書に係る事務担当者が家畜伝染病病原体所持許可申請書に記載された事務担当者と異なる場合は、備考欄に氏名、所属部署名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記載すること。

様式第三十五号（第五十六条の十一関係）

家畜伝染病病原体所持許可変更許可申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者

氏名

(印) (署名又は記名押印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

許可事項について変更の許可を受けたいので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第46条の8第1項本文の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、同法、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
許可番号	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

注意 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 この申請書には、家畜伝染病予防法施行規則第56条の11第1項各号に掲げる書類を、それらの書類の一覧表とともに添えること。

3 この申請書に係る事務担当者が家畜伝染病病原体所持許可申請書に記載された事務担当者と異なる場合は、備考欄に氏名、所属部署名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記載すること。

届 出 書 日 本 工 業 規 格 A 4 2 3 日

様式第三十六号（第五十六条の十三関係）

家畜伝染病病原体所持許可変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者

氏名

(印) (署名又は記名押印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

許可事項について軽微な変更があるので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第46条の8第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

なお、同法、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
許可番号	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

注意 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 この届出書には、家畜伝染病予防法施行規則第56条の11第1項第1号及び第2号に掲げる書類を、それらの書類の一覧表とともに添えること。

3 この届出書に係る事務担当者が家畜伝染病病原体所持許可申請書に記載された事務担当者と異なる場合は、備考欄に氏名、所属部署名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記載すること。

家畜伝染病病原体所持許可氏名等変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者

氏名

(印) (署名又は記名押印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

許可事項について氏名等の変更があるので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第46条の8第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、同法、家畜伝染病予防法施行令(昭和28年政令第235号)及び家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
許可番号	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

注意 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 この届出書には、法人の名称を変更する場合にあつては家畜伝染病予防法施行規則第56条の14第1号に掲げる書類を、氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を変更する場合にあつては同条第2号に掲げる書類(法人にあつては、同条第3号に掲げる書類)を、それぞれ添えること。

3 この届出書に係る事務担当者が家畜伝染病病原体所持許可申請書に記載された事務担当者と異なる場合は、備考欄に氏名、所属部署名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記載すること。

滅菌譲渡届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者

氏名

(印) (署名又は記名押印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

下記のとおり、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第46条の11第1項の規定による滅菌譲渡をしなければならないので、同条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、同法、家畜伝染病予防法施行令(昭和28年政令第235号)及び家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

記

滅菌譲渡する家畜伝染病病原体の種類	
滅菌譲渡の理由	
滅菌譲渡の発生日	
滅菌譲渡の方法	
滅菌譲渡の予定日	
事業所の名称	
事業所の所在地	
許可番号	
譲渡 事業所の名称	
譲渡 事業所の所在地	
先 許可番号	
先 事務担当者の氏名及び所属部署名	
先 電話番号及びFAX番号	
先 名称	
先 所在地	
先 事務担当者の氏名及び所属部署名	
先 電話番号及びFAX番号	
先 連絡	
先 メールアドレス	
備考	

注意 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「譲渡先」欄については、譲渡の場合のみ記載すること。

様式第三十九号 (第五十六条の十八関係)

家畜伝染病発生予防規程届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者
氏名

(印) (署名又は記名押印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所

別添のとおり、家畜伝染病発生予防規程を作成したため、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第46条の12第1項の規定により、届け出ます。

なお、同法、家畜伝染病予防法施行令(昭和28年政令第235号)及び家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
許可番号	
家畜伝染病病原体の所持の 予定日	
事 務 名 称	
所 在 地	
上 務 務 担 当 者 の 氏 名 及 び 所 属 部 署 名	
連 絡 先	
電話番号及びFAX番号	
メールアドレス	
備考	

注意 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 この届出書には、家畜伝染病発生予防規程を添えること。

様式第四十号 (第五十六条の十八関係)

家畜伝染病発生予防規程変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者
氏名

(印) (署名又は記名押印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所

別添のとおり、家畜伝染病発生予防規程を変更したため、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第46条の12第2項の規定により、届け出ます。

なお、同法、家畜伝染病予防法施行令(昭和28年政令第235号)及び家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
許可番号	
変更年月日	
変更内容の概要	
備考	

注意 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 この届出書には、変更後の家畜伝染病発生予防規程を添えること。
3 この申請書に係る事務担当者が家畜伝染病病原体所持許可申請書と異なる場合は、備考欄に氏名、所属、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記載すること。

病原体取扱主任者
選任 届出書
解任

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者
氏名

(印) (署名又は記名押印)
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所

下記のとおり、家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第46条の13第2項の規定により、届け出ます。

なお、同法、家畜伝染病予防法施行令 (昭和28年政令第235号) 及び家畜伝染病予防法施行規則 (昭和26年農林省令第35号) を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

記

事業所の名称		
事業所の所在地		
許可番号		
届出の内容 (該当しないものを二重線で消去すること。)	選任	解任
被選任者の氏名	選任年月日	特記事項
被解任者の氏名	解任年月日	解任理由
事務上の名称		
所在地		
事務担当者の氏名及び所属の 属部署名		
電話番号及びFAX番号		
連絡先		
メールアドレス		
備考		

注意 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 被選任者については、略歴を記載した用紙又は免状の写し等を添えること。



(a) / CLASS 6. 2 / (b) (c) / (d)

注意 1 「(a)」は、容器の種類、材質並びに細分類の別に次の表に掲げる記号とする。

種類	材質	細分類	記号
1. ドラム	A. 鋼	天板固着式のもの	1A1
		天板取り外し式のもの	1A2
	B. アルミニウム	天板固着式のもの	1B1
		天板取り外し式のもの	1B2
3. ジェリカ	D. 合板	—	1D
	G. フライバ板 (段ボール)	—	1G
	H. プラスチック	天板固着式のもの	1H1
		天板取り外し式のもの	1H2
4. 箱	A. 鋼	天板固着式のもの	3A1
		天板取り外し式のもの	3A2
	B. アルミニウム	天板固着式のもの	3B1
		天板取り外し式のもの	3B2
	C. プラスチック	天板固着式のもの	3H1
		天板取り外し式のもの	3H2
5. 袋	A. 鋼	—	4A
	B. アルミニウム	—	4B
	C. 天然木材	普通型	4C1
		粉末不漏型	4C2
	D. 合板	—	4D
	F. 再生木材	—	4F
	G. フライバ板 (段ボール)	—	4G
	H. プラスチック	発泡プラスチック	4H1
	硬質プラスチック	4H2	
	粉末不漏性のも	5H2	
	耐水性のもの	5H3	
	—	—	5H4

L. 織布	粉末不滲性のも	5L2
	耐水性のもの	5L3
M. 紙	多層で耐水性のもの	5M2
	外装用鋼製ドラム付き	6HA1
	外装用鋼製箱付き	6HA2
	外装用アルミニウムドラム付き	6HB1
	外装用アルミニウム製箱付き	6HB2
	外装用木箱付き	6HC
	外装用合板ドラム付き	6HD1
	外装用合板箱付き	6HD2
	外装用フアイバドラム付き	6HG1
	外装用フアイバ板(段ボール)箱付き	6HG2
H. プラスチック製内容器のもの	外装用プラスチックドラム付き	6HH1
	外装用硬質プラスチック箱付き	6HH2

- 2 「(b)」は、製造年(西暦年の下2桁)とする。
- 3 「(c)」は、容器を認可した国の国名又はその略号とする。
- 4 「(d)」は、製造者の名称又はその略号とする。

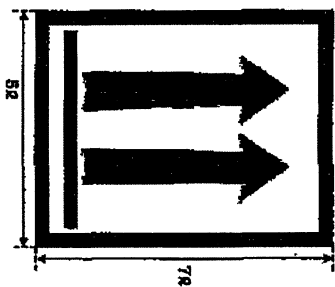
様式第四十三号(第五十六条の二十五関係)



部分	色	形
地	白	
文字	黒	
線	黒	
記号	黒	

- 注意 1 0は、0.25センチメートル以上とする。
- 2 標識に付した文字のうち日本語若しくは英語のいずれか一方を省略し、又は適切な文字を加えることができる。

様式第四十四号(第五十六条の二十五関係)



部分	色	形
地	白又は適切な色	
線	赤又は黒	
記号	赤又は黒	

注意 0は、0.75センチメートル以上とする。

災害時応急措置届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者
氏名(印) (署名又は記名押印)
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所

下記のとおり、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第46条の18第2項（法第46条の20第2項において読み替えて準用する場合を含む。）により、届け出ます。

記

災害発生日時	事業所の名称	
災害発生場所	事業所の所在地	
推定される災害発生原因	具体的な発生場所	
所持する監視伝染病病原体の種類		
応急措置の内容		
監視伝染病病原体の種類による家畜の伝染性疾病の発生若しくはまん延の状況又はそれらのおそれの状況		
事務名称		
所在地		
上 事務担当者の氏名及び所属部の署名		
連絡 電話番号及びFAX番号		
先 メールアドレス		
事務処理欄		

注意 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

届出伝染病等病原体所持届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者
氏名(印) (署名又は記名押印)
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第46条の19第1項本文の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。
なお、同法、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

記

届出伝染病等病原体の種類	
所持開始の年月日	
事業所の名称	
事業所の所在地	
事務名称	
所在地	
上 事務担当者の氏名及び所属部の署名	
連絡 電話番号及びFAX番号	
先 メールアドレス	
事務処理欄	

- 注意
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 この届出書には、家畜伝染病予防法施行規則第56条の28第1項各号に掲げる書類を、それらの書類の一覧表とともに添えること。
 - 3 事務処理欄には、記入しないこと。

様式第四十七号 (第五十六条の三十関係)

届出伝染病等病原体
所持届出変更
不所持届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者
氏名

(印) (署名又は記名押印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所

届出事項について下記のとおり変更した
届出に係る届出伝染病等病原体を所持しないこととなつた
〔昭和26年法律第166号〕第46条の19第2項の規定により、届け出ます。
なお、同法、家畜伝染病予防法施行令(昭和28年政令第235号)及び家畜伝染病予
防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓
約します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
変更等の年月日	
変更等の種類(該当しないものを二重線で消去すること。)	届出事項の変更 届出伝染病等病原体の不所持
変更等の内容	
変更等の理由	
備考	

- 注意
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 この届出書には、必要に応じ、家畜伝染病予防法施行規則第56条の28第1項第2号から第5号までに掲げる書類を、それらの書類の一覧表とともに添えること。
 - 3 この届出書に係る事務担当者が届出伝染病等病原体所持届出書に記載された事務担当者と異なる場合は、備考欄に氏名、所属部署名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記載すること。

様式第四十八号 (第五十七条の二関係)

厚紙白紙
縦54ミリメートル
横86ミリメートル

交付番号 第 号

交付 年 月 日

家畜伝染病予防法第五十一条第二項の規定による立入検査、
質問又は集取をする職員の見分証明書

農林水
産大臣
印

官 職

氏 名

生年月日

写 真

家畜伝染病予防法(抄)

第五十一条 (略)

2 農林水産大臣は、前章の規定を施行するため必要があるときは、その職員に、許可所持者等又は届出伝染病等病原体を所持する者の事務所又は事業所に立ち入つてその者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な限度において、監視伝染病病原体若しくはこれにより汚染し、若しくは汚染したおそれがある物を集取させることができる。

3 農林水産省の職員(家畜防疫官を除く。)は、前項の規定による立入検査、質問又は集取をするときは、農林水産省令の定めるところにより、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査、質問、採取又は集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

裏

別表第三中「第二十九条」を「第三十条」に改め、同表を別表第四とし、同表の次に次の一表を加える。
別表第五(第三十三条の四関係)

家畜伝染病の種類	消毒設備	消毒薬の種類
牛疫、流行性脳炎、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、馬伝染性貧血、小反芻獣疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、ニユーカッスル病	踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1 消石灰液(一〇%) 2 両性界面活性剤(アルキルジグリシン塩酸塩を成分とするもの)
口蹄疫、アフリカ馬疫、豚水泡病	踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1 ハロゲン化合物(次亜塩素酸ナトリウムを成分とするもの) 2 逆性石けん(塩化ベンゼトニウム又は塩化ベンザルコニウムを成分とするもの) 3 炭酸ナトリウム溶液(四%) 4 水酸化ナトリウム溶液(二%)
出血性敗血症、ブルセラ病、ヨーネ病、鼻疽、家きんサコレラ、家きんサルモネラ感染症	踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1 消石灰液(一〇%) 2 両性界面活性剤(アルキルジグリシン塩酸塩を成分とするもの) 3 逆性石けん(塩化ベンザルコニウムを成分とするもの)

炭疽	結核病	牛肺病、ズマ病、アナプラ
踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの
次に掲げるいずれかの消毒薬 1 逆性石けん(塩化ベンゼトニウム又は塩化ベンザルコニウムを成分とするもの) 2 両性界面活性剤(アルキルジグリシン塩酸塩を成分とするもの) 3 ハロゲン化合物(次亜塩素酸ナトリウムを成分とするもの) 4 炭酸ナトリウム溶液(四%) 5 水酸化ナトリウム溶液(二%)	次に掲げるいずれかの消毒薬 1 消石灰液(一〇%) 2 両性界面活性剤(アルキルジグリシン塩酸塩を成分とするもの) 3 アルコール類(エタノール又はイソプロパノールを成分とするもの)	次に掲げるいずれかの消毒薬 1 消石灰液(一〇%) 2 両性界面活性剤(アルキルジグリシン塩酸塩を成分とするもの) 3 逆性石けん(塩化ベンザルコニウムを成分とするもの)

別表第一中「第二十九条」を「第三十条」に改め、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の表を加える。
別表第二(第二十一条関係)

家畜の種類	飼養衛生管理基準
一 牛、水 びん羊、鹿、羊及 び山羊	<p>第一 家畜防疫に関する最新情報の把握等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従うこと。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けること。 2 衛生管理区域の設定 3 自らの農場を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。 4 衛生管理区域への病原体の持込みの防止 5 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限 6 衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないよう、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、当該出入口付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。 7 衛生管理区域に立ち入る者の消毒 8 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備(消毒機器を含む。以下同じ。)を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して消毒することをさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。) 9 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒 10 衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。) 11 衛生管理区域に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置 12 当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者(家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師、飼料運搬業者、集乳業者その他の畜産関係者を除く。及び過去一週間以内海外から入国し、又は帰国した者)が必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。

(他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置)

- 7 飼養する家畜に直接接触するものは、衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。
- 8 (海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置)
過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。
- 9 野生動物等からの病原体の侵入防止
- 10 (給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止)
- 11 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にせず、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。
- 12 (飲用に適した水の給与)
- 13 飼養する家畜に飲用に適した水を給与すること。
- 14 衛生管理区域の衛生状態の確保
- 15 (畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等)
- 16 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、人工授精器具その他他液体(生乳を除く)が付着する物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒をすること。
- 17 (空房又は空ハッチの清掃及び消毒)
- 18 家畜の出荷又は移動により畜房又はハッチ(子牛を個別に飼養するための小型の畜舎をいう。)が空になった場合には、清掃及び消毒をすること。
- 19 (密飼いの防止)
- 20 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
- 21 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処
- 22 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対応
- 23 (特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止)
- 24 飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。
- 25 (特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止)
- 26 飼養する家畜に特定症状以外の異状(死亡を含む。以下同じ。)であつて、家畜の死亡等の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合(その原因が家畜の伝染性疾病によるものではないことが明らかである場合を除く)には、直ちに獣医師の診療を受けること。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認されるまで、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜その他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。
- 27 (毎日の健康観察)
- 28 毎日、飼養する家畜の健康観察を行うこと。
- 29 (家畜を導入する際の健康観察等)
- 30 彼の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。

<p>二 豚及びいのしし</p> <p>第一 家畜防疫に関する最新情報の把握等</p> <p>1 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従うこと。家畜保健衛生所等が関係する家畜防疫に関する情報は積極的に把握すること。また、関係法令を遵守すること。また、家畜保健衛生所が行う検査を受けること。</p> <p>第二 衛生管理区域の設定</p> <p>2 自らの農場を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界</p>	<p>18 (家畜の出荷又は移動時の健康観察等) 家畜の出荷又は移動を行う場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、出荷又は移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。</p> <p>第七 埋却等の準備</p> <p>19 埋却の用に供する土地(成牛(月齢が満二十四月以上の牛をいう。一頭当たり五平方メートルを標準とする)の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。</p> <p>第八 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管</p> <p>20 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。</p> <p>(1) 衛生管理区域に立ち入った者(家畜の所有者及び従業員を除く)の氏名及び住所又は所属並びに当該衛生管理区域への年月日及びその目的(目的にあつては、所属等から明らかでない場合を除く)並びに当該衛生管理区域に立ち入った者が過去一週間以内(海外から入国し、又は帰国した場合に於ては過去一週間以内)に滞在した全ての国又は地域名及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立ち入りの有無。ただし、観光牧場その他不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び不特定かつ多数の者のための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。</p> <p>(2) 家畜の所有者及び従業員が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名</p> <p>(3) 導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日</p> <p>(4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日</p> <p>(5) 飼養する家畜の異状の有無並びに異状がある場合に於てはその症状、頭数及び月齢</p> <p>第九 大規模所有者に関する追加措置</p> <p>(獣医師等の健康管理指導)</p> <p>21 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行つてい担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。(通報ルールの作成等)</p> <p>22 大規模所有者は、従業員が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、当該大規模所有者(当該大規模所有者以外に管理者がいる場合に於ては、当該大規模所有者及び管理者)の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。</p>
--	--

<p>10 飼養する家畜に食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成二十二年法律第十六号)第二条第三項に規定する食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合には、事前に加熱その他の適切な処理が行われたものをを用いること。</p>	<p>第三 衛生管理区域への病原体の持込みの防止</p> <p>(衛生管理区域への必要のない者の立ち入りの制限)</p> <p>3 衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。衛生管理区域に立ち入つた者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、当該出入口付近の看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。</p> <p>(衛生管理区域に立ち入る車両の消毒)</p> <p>4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く)。</p> <p>(衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒)</p> <p>5 衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く)。</p> <p>(衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用)</p> <p>6 衛生管理区域専用の衣服(衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用するものを含む)及び靴(衛生管理区域に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む)を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを確実に着用させること(その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを用いる場合を除く)。</p> <p>(他の畜産関係施設等に立ち入つた者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置)</p> <p>7 当日に他の畜産関係施設等に立ち入つた者(家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く)及び過去一週間以内(海外から入国し、又は帰国した者を除く)が必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。</p> <p>8 他(の畜産関係施設等)で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置) 他(の畜産関係施設等)で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。</p> <p>(海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置)</p> <p>9 過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。</p> <p>(処理済みの飼料の利用)</p>
---	--

第三 衛生管理区域への病原体の持込みの防止

(衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限)
3 衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないよう、衛生管理区域に出入口が二つ以上ある場合は、その必要最小限とする。ただし、観光牧場等近隣の看板の設置その他の必要な措置を講ずること。当該出入口に出入口の不特定多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持ち出しを防止するための規程をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。

(衛生管理区域に立ち入る車両の消毒)
4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)

(衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者の消毒)
5 衛生管理区域及び家きん舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、衛生管理区域及び家きん舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)

(衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用)
6 衛生管理区域専用の衣服(衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用するものを含む。)及び靴(衛生管理区域に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。)を設置すること。また、家きん舎に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。)を設置し、衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者に対し、これらを着用させること(その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴並びに当該家きん舎の専用の靴を持参し、これらを着用する場合を除く。)

(他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置)
7 当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者(家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。)及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようすること。

(他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置)
8 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家きん若しくはその死体又は当該家きんが産した卵に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合は、洗浄又は消毒をすること。家きんの飼養管理に必要な物品を家きん舎に持ち込まないこと。

(海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置)
9 過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。

第四 野生動物等からの病原体の侵入防止

(給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止)
10 家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。
(飲用水の消毒)
11 野生動物の排せつ物等が混入するおそれがある水を飲用水として飼養する家きんに給与する場合には、これを消毒すること。

第十二 (野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕)

12 野鳥等の野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネット(網目の大きさが二センチメートル以下のものを設置すること)も効果的であると認められるものに限り、その他の設備を設置すること。定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

(ねずみ及び害虫の駆除)
13 家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕するとともに、ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために必要な措置を講ずること。

第五 衛生管理区域の衛生状態の確保

(家きん舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等)
14 家きん舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的にすること。
(空舎又は空ケージの清掃及び消毒)
15 家きん舎の出荷又は移動により家きん舎又はケージ(家きんを飼養するためのかごをいう。)が空になった場合には、清掃及び消毒をすること。

(密飼いの防止)
16 家きん舎の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家きんを飼養しないこと。
第六 家きん舎の健康観察と異状が確認された場合の対処
(特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止)
17 飼養する家きんが特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家きん及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。

(特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止)
18 飼養する家きんに特定症状以外の異状であつて、家きんの死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家きんの増加が確認された場合(その原因が家畜の伝染性疾患によるものではないことが明らかである場合)を除く。)には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けること。当該家きんが監視伝染病にかかっていることが確認されるまでの間、農場からの家きんの出荷及び移動を行わないこと。当該家きんが監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家きんにその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。

(毎日の健康観察)
19 毎日、飼養する家きん舎の健康観察を行うこと。
(家畜を導入する際の健康観察等)
20 他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入した家きん舎の健康状態の確認等により家きんを導入すること。導入した家きん舎に家畜の伝染性疾患にかかっている可能性がある異状がないことを確認するまでの間、他の家きん舎と直接接しなないようにすること。

(家畜の出荷又は移動時の健康観察)
21 家きんの出荷又は移動を行う場合には、出荷又は移動の直前に当該家きん舎の健康状態を確認すること。
第七 埋却等の準備
22 埋却の用に供する土地(成鶏(日齢が満百五十日以上の鶏をいう。)百羽当たり〇・七平方メートルを標準とする。)の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。

<p>第八 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管</p> <p>23 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。</p> <p>(1) 衛生管理区域に立ち入った者(家さんの所有者及び従業員を除く。)の氏名及び住所又は所属並びに、所属衛生管理区域への立入りの年月日及びその目的(目的が過去一週間以内から明らかでない場合は、並びに当該立ち入った者が過去一週間以内から海外又は帰国した当該場合にあつては過去一週間間に滞在した全ての国又は地域名及び当該場所の他の不特定多数の者が立ち入ることの有無、ただし、観光牧場その他地域に於ける畜産関係施設等への立入りの有無を想定され、当該衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。</p> <p>(2) 家さんの所有者及び従業員が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名</p> <p>(3) 導入した家さんの種類、羽数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日</p> <p>(4) 出荷又は移動を行った家さんの種類、羽数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日</p> <p>(5) 飼養する家さんの異状の有無及び産卵個数又は産卵重量並びに異状がある場合にあつてはその症状、羽数、日齢及び当該異状が確認された農場内の場所</p> <p>第九 大規模所有者に関する追加措置</p> <p>(獣医師等の健康管理指導)</p> <p>24 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行つて、担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家さんの健康管理について指導を受けること。</p> <p>(通報ルールの作成等)</p> <p>25 大規模所有者は、従業員が飼養する家さんが特定症状を呈していることを発見したときにおいて、当該大規模所有者(当該大規模所有者以外に管理者がある場合にあつては、当該大規模所有者及び管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延を防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。</p>	<p>四馬</p> <p>第一 家畜防疫に関する最新情報の把握等</p> <p>1 自らが飼養する馬が感染する伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導に従つて、家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会に参加、農林水産省のホームページの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守すること。</p> <p>第二 衛生管理区域の設定</p> <p>2 自らの農場を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。</p>
---	--

<p>第三 衛生管理区域への病原体の持込みの防止</p> <p>(衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限)</p> <p>3 衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する馬に接触する機会を最小限とするよう、当該区域への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、競馬場、乗馬施設その他の不特定多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。</p> <p>(衛生管理区域に立ち入る車両の消毒)</p> <p>4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携帯し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)</p> <p>(厩舎に立ち入る者の消毒)</p> <p>5 厩舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、厩舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携帯し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)</p> <p>第四 野生動物等からの病原体の侵入防止</p> <p>(給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止)</p> <p>6 厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所に必ず、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(飲用に適した水の給与)</p> <p>7 飼養する馬に飲用に適した水を給与すること。</p> <p>第五 衛生管理区域の衛生状態の確保</p> <p>(厩舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等)</p> <p>8 厩舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的にする。注射針、繁殖検査用器具その他体液が付着する物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒をすること。</p> <p>(空房の清掃及び消毒)</p> <p>9 馬の移動又は出荷により馬房が空になった場合には、清掃及び消毒をすること。</p> <p>第六 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処</p> <p>(馬に異状が確認された場合の移動及び出荷の停止)</p> <p>10 飼養する馬に異状が確認された場合(その原因が家畜の伝染性疾患によるものでないことが明らかである場合を除く。)には、直ちに獣医師の診療を受けるとともに、当該馬が監視伝染病にかかつていないことが確認されるまで、農場からの馬の移動及び出荷を行わないこと。当該馬が監視伝染病にかかつていないことが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。</p> <p>(毎日の健康観察)</p> <p>11 毎日、飼養する馬の健康観察を行うこと。</p>	<p>第六 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処</p> <p>(馬に異状が確認された場合の移動及び出荷の停止)</p> <p>10 飼養する馬に異状が確認された場合(その原因が家畜の伝染性疾患によるものでないことが明らかである場合を除く。)には、直ちに獣医師の診療を受けるとともに、当該馬が監視伝染病にかかつていないことが確認されるまで、農場からの馬の移動及び出荷を行わないこと。当該馬が監視伝染病にかかつていないことが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。</p> <p>(毎日の健康観察)</p> <p>11 毎日、飼養する馬の健康観察を行うこと。</p>
--	---

(馬を導入する際の健康観察等)

12 他の農場等から馬を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する馬の健康状態の確認等により健康な馬を導入することを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようとする。

(馬の移動又は出荷時の健康観察等)

13 馬の移動又は出荷を行う場合には、移動又は出荷の直前に当該馬の健康状態を確認すること。

第七 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管

14 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

(1) 導入した馬の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日

(2) 移動又は出荷を行った馬の種類、頭数、健康状態、移動又は出荷先の農場等の名称及び移動又は出荷の年月日

(3) 飼養する馬の異状の有無並びに異状がある場合にあつてはその症状、頭数及び月齢

第八 大規模所有者に関する追加措置

(獣医師等の健康管理指導)

15 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行つて、当該獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する馬の健康管理について指導を受けること。

(情報の周知)

16 大規模所有者は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。

(農業災害補償法施行規則の一部改正)

第二条 農業災害補償法施行規則(昭和二十二年農林省令第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第二号中「家畜が」を削り、第十六条第一項第一号の患者若しくは同項第二号の疑似患者となつたことを獣医師、当該家畜の所有者若しくは運送業者が発見したとき又は同法第七七条の二第一項の規定により農林水産大臣が家畜を指定家畜として指定した」を、「第五十八條第二項の規定による特別手当金又は同法第六十條の二第一項の規定による補償金の交付の原因となる」と殺又は殺処分が行われることが判明した」に改める。

(牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正)

第三条 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成十四年農林水産省令第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「又は第四条の二第一項」を、「第四条の二第一項又は第十三条の二第一項」に改め、同条第三号中「第十三条第一項」の下に(同法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)を加え、けい留する」を「係留する」に改め、同条第四号中「けい留する」を「係留する」に改め、同条第五号中「当該」を削り、けい留する」を「係留する」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年十月一日)から施行する。

(定期の報告に関する経過措置)

第二条 平成二十三年における改正法による改正後の家畜伝染病予防法(以下「新法」という。)第十二条の四第一項の規定による報告は、第一条の規定による改正後の家畜伝染病予防法施行規則(以下「新規則」という。)第二十一条の二及び第二十一条の三の規定にかかわらず、農場(畜舎及びひ

卵舎その他の家畜の飼養に関する施設を含む一団の場所をいう。)ことに、同年十二月十五日までに、次に掲げる事項(その飼養している家畜の頭羽数が、牛、水牛及び馬にあつては一頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びひのしにあつては六頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては百羽未満、だちようにあつては十羽未満の家畜の所有者については、第一号に掲げるものに限る。)を記載した別記様式による報告書を提出してしなければならない。

一 その飼養している家畜の種類及び頭羽数

二 畜舎及びひ卵舎の数

2 前項の規定による同項第一号に掲げる事項の報告は、平成二十四年における新法第十二条の四第一項の規定による新規則第二十一条の三第一号に掲げる事項の報告とみなすことができる。

(検査のための係留期間に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)において現に第一条の規定による改正前の家畜伝染病予防法施行規則(以下「旧規則」という。)第五十条第一項の規定により係留している動物に係る係留期間については、なお従前の例による。

(監視伝染病病原体の所持に関する経過措置)

第四条 改正法附則第六條第四項において準用する新法第四十六條の十一第二項の規定による滅菌譲渡の届出は、新規則別記様式第三十八号により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

一 施行日において現に家畜伝染病病原体(改正法附則第六條第一項に規定する家畜伝染病病原体をいう。以下同じ。)を所持している者が同項に規定する猶予期間(以下「猶予期間」という。)に新法第四十六條の五第一項本文の許可の申請をしなかつた場合、当該猶予期間が経過した日

二 施行日において現に家畜伝染病病原体を所持している者が猶予期間に申請した新法第四十六條の五第一項本文の許可を拒否された場合、当該家畜伝染病病原体の滅菌譲渡(新法第四十六條の十一第二項に規定する滅菌譲渡をいう。)の予定日前の日

2 新規則第五十六條の十六第二項の規定は、改正法附則第六條第四項において準用する新法第四十六條の十一第二項の農林水産省令で定める事項について準用する。

3 新規則第五十六條の十七の規定は、改正法附則第六條第四項において準用する新法第四十六條の十一第四項の規定による命令について準用する。

第五条 新規則第五十六條の二十三第一項の規定は、改正法附則第六條第五項において読み替えて準用する新法第四十六條の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、重点管理家畜伝染病病原体(家畜伝染病病原体であつて新規則第五十六條の八に規定する重点管理家畜伝染病病原体であるものをいう。以下同じ。)の保管に係るものについて準用する。

2 新規則第五十六條の二十三第二項及び第三項の規定は、改正法附則第六條第五項において読み替えて準用する新法第四十六條の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、要管理家畜伝染病病原体(家畜伝染病病原体であつて新規則第五十六條の九第一項に規定する要管理家畜伝染病病原体であるものをいう。以下同じ。)の保管に係るものについて準用する。

3 新規則第五十六條の二十四第一項の規定は、改正法附則第六條第五項において読み替えて準用する新法第四十六條の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、要管理家畜伝染病病原体の使用に係るものについて準用する。

4 新規則第五十六條の二十四第二項及び第三項の規定は、改正法附則第六條第五項において読み替えて準用する新法第四十六條の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、要管理家畜伝染病病原体の使用に係るものについて準用する。

5 新規則第五十六條の二十五第一項及び第二項の規定は、改正法附則第六條第五項において読み替えて準用する新法第四十六條の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、家畜伝染病病原体の運搬に係るものについて準用する。

6 新規第五十六條の二十五第四項の規定は、改正法附則第六條第五項において読み替えて準用する新法第四十六條の第十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、家畜伝染病病原体の滅菌等（新法第四十六條の十一第一項に規定する滅菌等をいう。以下同じ。）に係るものについて準用する。

第六條 新規第五十六條の九第一項第三号二（取扱施設（新法第四十六條の五第二項第四号に規定する取扱施設をいう。以下同じ。）において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合を除く。）、第四号八及び第六号並びに第五十六條の二十四第二項第七号（取扱施設において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合を除く。）及び第十一号二（これらの規定を前条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、平成二十九年三月三十一日までの間は、適用しない。この場合において、新法第四十六條の五第一項第二号に規定する許可所持者は、同日までの間、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 新規第五十六條の三十二第一項第三号イの規定は、平成二十九年三月三十一日までの間は、適用しない。この場合において、新法第四十六條の十九第二項に規定する届出所持者は、同日までの間、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 施行日において現に改正法附則第八條第一項に規定する届出伝染病等病原体を所持している者が同項本文の規定による届出をする場合における新規第五十六條の二十八第一項の規定の適用については、同項中「次に掲げる書類を添えて」とあるのは、「のほか、平成二十三年十一月一日までに次に掲げる書類を提出して」とする。

4 新規第五十六條の八第四号、第五十六條の九第一項第四号イ及びロ並びに第三項において読み替えて準用する同条第一項第三号二、第五十六條の二十四第二項第十一号イからハまで、ホ及びハ並びに第三項第六号及び第十号（これらの規定を前条第四項において準用する場合を含む。）、第五十六條の三十二第一項第四号並びに第五十六條の三十三第二項第十号の規定は、次に掲げる者であつて、その許可（第二号及び第三号に掲げる者については、その指定）に係る監視伝染病病原体の保管、使用及び滅菌等をその施設において動物に対して当該監視伝染病病原体を使用するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、適用しない。

一 施行日において現に薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項又は第十三条第一項（これらの規定が同法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている製造販売業者又は製造業者

二 施行日において現に薬事法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三條第一項の農林水産大臣の指定した者である者

三 施行日において現に旧規則第三條第三号、第二十二條第三号、第二十七條第四号、第二十八條第三号、第三十一條第三号又は第三十二條第三号の農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関であるもの

（証票に関する経過措置）
第七條 施行日において現にある旧規則別記様式第三十号（以下、「旧様式」といづ。）により使用されている書類は、新規別記様式第四十九号によるものとみなす。

2 施行日において現にある旧様式により調製した用紙は、施行日以後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（農業災害補償法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第八條 第二条の規定による改正後の農業災害補償法施行規則第十六條第一項第二号の規定は、施行日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、施行日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。

別記様式（附則第二条関係）

定期報告書

平成 年 月 日

都道府県知事

殿

住所

氏名 法人の場合には、その名称及び 代表者の氏名

電話番号

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

家畜の所有者の氏名又は名称	郵便番号				
家畜の所有者の住所	郵便番号				
管理者の氏名又は名称	郵便番号				
管理者の住所	郵便番号				
農場の名称	郵便番号				
農場の所在地	郵便番号				
家畜の種類及び頭羽数	乳用雌牛	成牛	育成牛	子牛	
		頭	頭	頭	
		肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）			
		成牛（肥育後期の牛）	肥育前期の牛	育成牛	子牛
頭	頭	頭	頭		
肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）					

家畜の種類及び頭羽数 (続き)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛
		頭	頭	頭
	成牛	繁殖牛		子牛
		育成牛	頭	
		頭	頭	
	肥育豚 (子豚を除く。)	繁殖豚		子豚
		成豚	育成豚	
	頭	頭	頭	頭
	採卵鶏		肉用鶏	
	成鶏	育成鶏		
羽	羽	羽		
その他	その他	その他	その他	
頭 (羽)	頭 (羽)	頭 (羽)	頭 (羽)	
畜舎等の数	畜舎	ふ卵舎		

注意

- 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者(当該所有者以外の管理者がある場合にあっては、当該管理者)が作成し、提出すること。また、本報告書に記載する事項は、当該年の10月1日時点のものとすること。
- 2 「管理者の氏名又は名称」欄及び「管理者の住所」欄には、家畜の所有者以外に当該家畜の管理者がある場合に記入すること。
- 3 家畜の飼養頭羽数については、当該年の10月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあっては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとすること。
- 4 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
 - (1) 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月未滿24月未滿のものをいい、「子牛」とは日齢が満10日以上で月齢が満4月未滿のものをいう。
 - (2) 「肥育牛(乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。)」において、「成牛(肥育後期の牛)」とは月齢が満17月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満7月以上満24月未滿のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満9月未滿のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未滿のものをいう。
 - (3) 「肥育牛(乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。)」において、「成牛(肥育後期の牛)」とは月齢が満17月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満7月以上満17月未滿のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満7月未滿のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未滿のものをいう。
 - (4) 「繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未滿のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未滿のものをいう。

- (5) 「子豚」とは、離乳した豚であって月齢が満3月未滿のものをいう。
- (6) 「繁殖豚」において、「成豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月未滿のものをいう。
- (7) 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上のものをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未滿のものをいう。
- 5 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他」の欄には、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数(羽数)を記入すること。